

一八八四年手形取引振興策とその挫折：日本銀行と手形取引所

TSURUMI, Masayoshi / 靄見, 誠良

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

53

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

111

(終了ページ / End Page)

173

(発行年 / Year)

1985-10-15

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005712>

一八八四年手形取引振興策とその挫折

——日本銀行と手形取引所——

露見誠良

第一章 一八八四年手形取引振興策——保証品付手形論をめぐって

第二章 倉荷預り証付手形割引システムの試み

第三章 明治初期における手形市場の形成——手形取引所と日本銀行

第四章 一八八四年秋京阪神における金融危機の展開

第五章 草創期日本銀行の金利政策——市場金利との関連において

第六章 一八八六年下期以降における日本銀行本店の生糸金融優遇策

日本銀行が一八八二年（明治一五年）一〇月、西欧流の「再割引中央銀行」をめざして活動を始めたとき、それを可能とする条件は全く欠落していた。日銀創設に大蔵卿として力を注いだ松方正義らは、休む間もなく環境づくりに乗り出さなければならなかった。日銀が営業開始して二ヶ月後、漸く「為替手形約束手形条例」が公布されるや、官民挙げての大規模な手形取引振興策が敢行された。その結果、一八八四年秋、京阪神一円に激しい金融逼迫を惹き起こし、その過程で日銀大阪支店は再割引窓口を閉めるという苦い経験を負ったのである。

この小論の課題は、日銀草創期におけるこの大規模な手形割引振興策の展開とその破綻のプロセスを、第一に、日本銀行と金融市場との関わりのなかで、第二に、動産（商品）担保信用の展開とその限界という視角から、明らかにするところにある。

第一章 一八八四年手形取引振興策——保証品付手形論をめぐって

一八八二年（明治一五年）日本銀行が「再割引中央銀行」を志向して活動を始めたとき、そもそもその前提条件ともいべき手形割引流通はどのような状況にあったのであろうか。

第1表によれば、日銀創設直前の国立銀行の主要取引は、為替、貸付、貸越あるいは公債にあって、手形割引、荷為替手形はいずれも極めて僅かな領域を占めるにすぎなかった。手形取引のなかでは、すでに旧幕下以来の伝統

第1表 1880年上半季における
国立銀行取引高（千円）

公 債	70,664
うち 紙幣抵当	52,688
為 替	45,640
貸 付 金	63,390
当座貸越	36,386
手 形	9,123
割 引	5,100
荷 為 替	2,713
代金取立	1,310

- (1) 大蔵省『銀行局第二次報告』より作成。
(2) 対政府取引も含む。

をもつ為替取引が眼覚しい膨張をみせたのに対し、西欧の金融概念に発する手形割引や荷為替手形は未だ見る影もなかった。一方で巨額の公債をかかえ、他方で流動化の契機をもたない担保付の貸付・貸越によって信用を供与するところから、当時の論説はそれを「公債証書売買并抵当貸付処」と称していた。

もっとも、商業手形が全くみられなかったわけではない。両毛あるいは京都・福島の織物地帯では商人の間で自生的な商業手形決済が行われていたが、未だ手形取引に習熟し

ていない新興の国立銀行はこうした手形を割引くには至らなかった。⁽²⁾とはいえ、このような商業手形取引は突出した例外的な事例にすぎなかった。また当時の手形取引の主流は隔地間取引、他所払手形であって、当地払の手形は極めて稀であった。情報および信用の流れが半ば閉された当時の隔地間取引においては、手形で決済したり、割引いたりするには危険が多すぎた。裏書制度を核とする西欧流の手形取引をこの地に移植するには、一方で隔地間の商品流通決済機構を整備し拡充しながら、他方で情報と信用につうじている同一地域内において商業手形取引を導入し振興することが求められていたのである。

一八八二年秋、日本銀行開業にこぎつけた大藏卿松方正義は、「再割引中央銀行」たりうるための前提条件、手形取引の拡充に全力を傾注する。急遽八二年一二月に手形条例を公布したあと、大藏卿は八四年二月一日、東京商工会（東京商法会議所の後身）、七月一日には大阪商法会議所に対して、商業手形取引の「将来ニ拡充スルノ道ヲ講究シ其実際ニ適用スルノ方法ヲ熟議」し答申するよう求めた。八〇、八一年の勧奨が銀行レヴェルで行われたのに対し、今回はもうひとつ下の商人間の手形決済そのものの振興をめざすものであった。松方みずから灘や大津へ赴き手形取引の啓蒙と勧奨に努めたところに、事態が如何に切迫したものであったか、うかがうことができる。これをうけて、渋沢と五代を筆頭とする東西の実業家・商人はどのような対応を示したであろうか。

大藏卿松方正義の諮問を受けるや東京商工会は八四年二月と三月に矢継早に臨時総会を招集し、商業手形取引の振興に関する具体的かつ本格的な検討に入った。その結果、「組合中ノ者ハ可成銀行ト取引ヲ開ク事トナシ、銀行ハ可成低下ノ打歩ヲ以テ手形ノ割引ヲ勉メ⁽³⁾」るよう勧奨することとなった。東京商工会は、各商業組合を中心に手形取引を拡充する方策をたて、実行に移したうえで、半年間の試行の結果を「復申書⁽⁴⁾」として、その年の九月に大藏卿へ報告した。他方、東京銀行集会所は、商工会と歩調をあわせて、八四年二月に臨時総会を開き、短期の貸付

金を約束手形に切りかえること、取引形態に応じた手形の使用手続を「勸諭」することなど「手形取引ノ習慣ヲ喚起」すべく「実施誘導」策をとることに決した。⁽⁵⁾

他方、もうひとつの戦略拠点である大阪では、商法会議所が早くから「手形流通」の振興を訴えていたが、その内実は幕藩制下両替商のもとで栄えた小切手・銀行券につらなる「手形」流通の復興に他ならなかった。金融近代化のカギを商業手形の割引に求めていた大蔵省・日銀の基本方針とくいちがっていたにもかかわらず、伝統的思考の慣性にひきずられて、五代らは暫くのあいだこの違いを認識できなかった。

この錯誤の眠りに覚醒のショックを与えたのは、八三年六月の日銀大阪支店の開業にさいし総裁吉原重俊が行った演説であった。⁽⁶⁾ 吉原はこの演説で、商業手形割引の重要性を強調し、その点から伝統的な商業信用形態である延払(「大福帳」)慣行の見直しを促し、その具体化の第一歩として、倉庫・融通会社の試みを高く評価し、また荷為替取扱手続を自らまとめつつあることを表明している。この演説から一ヶ月後に大阪府勸業課に提出された報告⁽⁷⁾において、大阪商法会議所は八〇年六月の復古主義的な「手形流通之義ニ付願」をあいかわらず掲げながら、同時に商業手形実施の方法に関して付論「延売買ノ事」と「商業手形ノ事」を掲げている。そこにおいてはじめて従来の先物取引としての延売買概念とは別に、商業信用としての延売買の慣行が強く意識され、大福帳による延払慣行を商業手形決済へ切りかえるという吉原が示した戦略が実質的に受け入れられたのである。

翌八四年八月、大蔵卿松方正義直々の「手形取引実行方法御下問」をうけて、大阪商法会議所は当時極めて「稀⁽⁸⁾」であった「府内為替手形及び商人間約束手形ノ如キ」商業手形を育成すべく、商業仲間を介する「誘導」策を実行するに至った。

こうして大蔵省の勸奨をバックに、商工会(大阪では商法会議所)と銀行集会所を車の両輪として、東京と大阪

の両地において本格的な手形取引拡充策が、八四年（明治一七年）あい前後して実行に移された。そのための方策や成果をめぐる立ち入った議論については、ただ東京についてのみ述べることができる。それを紹介しながら、当時の手形割引の普及をめぐる状況と問題点の一端を浮彫りにしよう。

東京商工会に加盟している各商業組合、企業からの報告によれば、それまで手形決済はほとんどみられなかったという。下り糠問屋、日本橋売薬商、鉄砲弾薬免許商、東京売薬商の各組合ならびに東京株式取引所、川崎造船所、有恒社、栄益社などでは手形取引はなく、拡充のあともみられなかった。当時、薬種問屋において仲間取引あるいは大阪荷主に対して手形の授受がすでに行われていたのと、武州所沢において一八七七年（明治一〇年）頃より織物手形決済がひろまり、ひとときわ際だっていたことが報告されているにすぎない。振興策の結果、薬種問屋組合、洋糸商組合あるいは蠟灰商、「紙商及蠟商」において、次第に手形取引方法に慣れ、約束手形決済を試みるものが現われたという。また絵具染料問屋、海草蒔種問屋、銅鉄物問屋の各組合においては、勧奨にもかかわらず手形決済はみられなかったが、商況が回復すれば手形取引は拡張するであろうと事態を樂觀視していた。

手形取引拡充の方策をめぐる、東京商工会は幾度か議論を重ねたが、そこには次の如き樂觀論と慎重論の二つの見解をめぐる緩やかな対抗を認めることができる。¹¹⁾

中泰助（絵具染料問屋組合代表）は、銀行が「率先者トナリテ誘導セバ」「仕払保証品ヲ添付」しなくとも信用による手形は「徐々ニ流通スベシ」と主張したが、こうした見解は、他の多くの商業組合の考えるところであった。銀行信用主導によって信用手形の振興をはかるといふ他律的かつ樂觀的な見解に対して、波沢・益田らは、いきなり信用手形を導入する策をとらず、仕払保証品付手形、荷為替手形など、貨物を抵当とする手形割引の振興をまず試みるという漸進論を主張した。

たとえば益田孝（廻米問屋組合代表）は、手形の拡充のためには、まず「東京ト地方ノ間ニ於テ盛ニ荷為替ヲ行ハシムルニ若ス」と説いた。そして現今の荷為替はその打歩が高いため「通常為替ニ組換フル者少ナ」くないから、荷為替を振興するにしてもその方法を改良しなければならぬと主張し、現今の荷為替手続きが手形条例に沿うものかどうか問うた。

また、これまで東京銀行集会所の総代として西欧流の手形割引の導入に力を尽してきた渋沢栄一は、その経験をふまえて「最初ハ仕払保証品ヲ添ヘテ」手形を振出し、「信用漸ク生ズル」に至って徐々に信用手形に移るのが「良策」であろうと、問屋組合の多くが主張する急進論に反駁した。渋沢のこうした漸進論の背後には、いきなり手形を無担保で割引くことは危くできないという銀行家としての厳しい認識があった。⁽¹²⁾

全国的な規模で隔地間取引が展開してゆく途上では、商業金融は隔地間の商品の流れと集散地に着荷後の在庫商品の流れの双方が必要となる。益田の荷付為替手形論は前者の他所払手形割引、渋沢の保証品付手形論は後者を含めた当所払手形割引に関するものであり、両者相まって隔地間商品流通は円滑に進む。諸問屋組合の主張する急進論は信用を受ける側の議論であるのに対し、益田、渋沢の漸進論は信用を供与する側の議論に他ならない。大蔵卿に対する応答「復申書」においては、このような楽観的と慎重論が折衷される形でまとめられたが、当時の状況に一步立ち入って眺めるならば、渋沢や益田の漸進的な保証品付手形先行論の方が状況認識において一步先じていたように思われる。

一八八四年の手形取引振興策は東西の銀行界と商工界の密接な連繋のもとに実行に移されたが、ことが日銀の営業基盤を創出する必要に迫られた大蔵省・日銀の勧奨に端を発するものであったから、銀行信用主導、商業信用追随という性格を免れなかった。渋沢らの保証品付手形割引論はこうした銀行信用の先行性、商業信用とのギャップ

をうめるものであった。それでは当の大蔵省・日銀はこのような妥協的なアプローチにどのように対応したであろうか。⁽¹³⁾

当時割引局長として手形取引振興の任にあたつた飯田巽はその『自伝』において、信用薄弱な「我國の現況に適応すべき取引作用方案」、おそらく保証品付手形割引案を立案し大蔵省へ上申ししたが、当時大蔵省銀行局長の座にあった加藤済が「飽迄も信用取引を持続し実業家を引導して其普及を謀るべし」⁽¹³⁾と強く反対したために実現に至らなかつたと回想している。上申書がどのような内容のものか、いつ提出されたのか、残念ながらその詳細は判らない。しかし次の点を考慮に入れるならば恐らく、この上申書の提出は一八八四年秋の倉庫・融通会社の行詰りのあとのことと推定される。

日銀総裁吉原重俊は、さきにふれたように、八三年六月二八日、日銀大阪支店の開設にさいし、「割引手形ノ効用」を推奨し、その一環として、倉庫・融通会社による貨物預り証付割引を「手形ノ使用ヲ拡ムルニ極メテ緊要ノ機関」⁽¹⁵⁾と位置づけていた。一方、大蔵卿松方正義も八四年七月手形割引振興のため大阪に出張した際、大阪の商工業者をまゝに倉庫・融通会社の試みを「其企図極メテ宜シ」⁽¹⁶⁾と評価し、同年八月一日には倉庫・融通会社の天津支店開設をめぐる大津へ直接赴いている。このことは、八四年手形取引振興の具体策として日銀と大蔵省は一致して倉庫・融通会社による貨物預り証付手形割引を強く推進していたことを示している。

ところが八四年秋、この倉庫・融通会社の試みが窮地に陥るや、諸官庁において貨物預り証付手形割引の見直しが行われたが、そのなかで渋沢は「元来当局者ニ於テハ」こうした慣行を「真正ナル手形ノ發育ヲ助長スルノ効ナシ」、むしろ「此習慣ヲ制止」せんとする情況にあることを明らかにしている。日銀創設にさいし松方や加藤が掲げた商業手形主義が倉庫・融通会社の行詰りを機に再び前面に出てきたのである。その意味では松方正義は倉庫・

融通会社による貨物預り証付手形割引の試みを渋沢同様、無担保商業手形に至るまでの過渡的試みとして積極的に評価したと思われる。

一方、日々営業を営む日銀にとっては、無担保商業手形割引方針を保守すれば当時の状況下では「損失を来すの憂」⁽¹⁹⁾があった。加藤済の反対にあった飯田巽は「本行の安全を謀らんか大蔵省の方針に背かざるべからず」と建前を離れて運用で弾力化をはかる途を選ばざるをえなかった。

そもそも日銀は八三年六月、荷為替手形割引規則を定めるにさいし当時の状況に合わせて「商品」を銀行に預託する略法を用意したし、また開業当初手形取引奨励のために倉庫・融通会社の貨物預り証付手形の再割引に積極的に対応している。倉庫・融通会社の破綻ののち大蔵省が無担保商業手形主義に回帰していったのに対し、日銀は反対に保証品付手形割引を公認する方向に進んだ。これまで日銀再割引は二名以上の信用ある裏書があれば保証品を必要としなかったのであるが、八五年八月、依頼人より「確実ヲ表ス」ため保証品を添付して提出されたときには、

「只裏書アルノミノ取引ニ比シ」「稍信用アル」からなるべく「拒絶不致様」にと通達⁽²⁰⁾が出されるに至った。この内部通達は、日銀が本格的に保証品付手形割引を展開するというよりも、顧客の要請があったらそれに応じるという奇妙な表現をとっている。恐らくそれは大蔵省に対する配慮によるものであろう。これ以降日銀再割引は保証品付手形取引へと大きく傾斜してゆくが、それが飯田が述懐する如く「畢境文明国の習慣法を採て早く不文明国に行はんとせし結果」⁽²¹⁾に他ならなかった。

このように様々なニュアンスの違いをふくみながらも、一八八四年大蔵省・日銀、それに渋沢栄一や外山脩造ら東西の実業界は総力を挙げて、貨物預り証（＝保証品）付手形を軸とする大規模な手形取引振興策を展開するに至ったのである。

- (1) 三輪信次郎「銀行營業向ノ意見」『東京經濟雜誌』一二号、一八七九年一〇月一五日。
- (2) 田口卯吉「下野國足利の景況」『東京經濟雜誌』四三号、一八八〇年十一月、萩原保爾「信用貸に感あり」同 一四〇号、一八八二年二月、ならびに「銀行検査官報告書摘要 福島并ニ同地方景況」『銀行雜誌』第四卷（一八七八年三月、『日本金融史資料 明治大正編』第六卷所収）を参照。
- (3) 一八八四年三月六日 第三臨時會「東京商工会議事要件録」第三号（『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二三三頁所収）。
- (4) 一八八四年九月二六日「手形取引ノ儀ニ付大蔵卿閣下へ復申書」『東京商工会議事要件録』第七号、（同上書 第一八卷、二三三、三頁所収）。
- (5) 一八八四年二月二六日 東京銀行集會所決議「第八回半季考課狀」『日本金融史資料 明治大正編』第二卷、所収。
- (6) 吉原重俊日銀總裁（松方正義大蔵卿宛）「日本銀行大阪支店開設謝辭」（一八八三年六月二八日）『五代友厚關係文書』（大阪商工会議所所蔵）書類四七五。
- (7) 大阪商法會議所（大阪府勸業課宛）「江越間鐵道付設ニ付、大阪商業上ニ影響スル利害及諮問」報告（一八八三年八月一日）同上資料 書類一二七五。
- (8) 大阪商法會議所（大阪府知事宛）「大蔵卿ヨリ手形取引実行方法御下問ノ報告書」（一八八四年九月二日）同 七八四書類。
- (9) 「手形取引ノ義ニ付會員ヨリ回答書」『東京商工会々外諸向復文書』別冊、ならびに第二、三、四臨時會（一八八四年二月一七日、三月六日、八月二日）で行われた議論「東京商工会議事要件録」第二、三、六号をみよ。いずれも『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二〇—二三三頁所収。
- (10) 一八八四年二月一七日、三月六日 第二、三臨時會「東京商工会議事要件録」第二、三号、『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二〇—二三三頁所収。
- (11) 渋沢は手形取引の進歩に「形ト実ノ二様アリ」という。「形ノ進歩」とは「信用証文ヲ約束手形ニ振替フル事」で、国立銀行が同盟して事にあたり、もし信用が成立しないような取引間であつても「支払保証品ヲ添付」すれば、その目的は達成されるであらう。しかし「実ノ進歩」すなわち「真誠ニ手形取引ヲ進歩」するには「我國商賈ノ間ニ約束取引ノ慣習ヲ養成スル事」が何より必要である。今のように「支払ノ日限ヲ輕視スルノ慣習存スル」かぎり、たとえ借金証文を約束手形に振替えても「満足ノ結果ト為ス可ラス」と渋沢は振興策の行方に悲觀的な見解をもっていた（同上書、第一八卷、二二六頁）。

- (13) 『日本銀行百年史』第一巻（一九八二年一〇月）は大蔵省と日銀の対抗関係にはじめて光をあてた（三四九―三五〇頁）。
- (14) 飯田巽「異経歴譚」『紀要 比較文化研究』（東京大学教養学部）第一四輯、一九七四年、七七頁。
- (15) 吉原重俊「日本銀行大阪支店開設謝辞」（一八八三年六月二八日）『五代友厚関係文書』書類四七五。
- (16) 松方正義「日本銀行大阪支店ニ於ケル商工業者集会席上ノ演説」（一八八四年七月）『侯爵松方正義卿実記 十五』（藤村通監修『松方正義関係文書』第二巻、三五三―三六〇頁所収）。
- (17) 『秘書室譲受史料（松尾総裁関係史料等） 営業 一（自明治一五年至同一七年）』一五四丁。また『大津商工会議所沿革史』一八二頁もみよ。
- (18) 一八八四年二月二五日 第八臨時会「農商務卿閣下ヨリ下附セラルタル倉庫条例諮問案」『東京商工会議事要件録』第八号『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、三七頁所収。大蔵当局が渋沢らに対して保証品付手形割引否定論を説いたのは、おそらく銀行局長が京浜諸銀行に宛て「商業手形割引ノ件」について通達を發したという一八八四年一〇月七日のことと思われる。この点については東京銀行集会所『第九回（一八八四年下期） 半季報告』（『日本金融史資料 明治大正編』第二二巻、一五一頁）による。
- (19) 飯田巽「異経歴譚」『紀要 比較文化研究』（東京大学教養学部）第一四輯、七七頁。
- (20) 一八八五年八月二四日「割引手形ニ保証品添付取扱ノ件」、秘書室譲受史料『営業 二（自明治一八年至一三三年）』七三丁。この案件は大阪支店長川上佐七郎の申し立てによるものであり、飯田は文書局長として関与している。
- (21) 飯田巽「異経歴譚」『紀要 比較文化研究』第一四輯、七七頁。

第二章 倉荷預り証付手形割引システムの試み

一八八四年、日銀・大蔵省をバックに、東京・大阪両都の商法会議所と銀行集会所は一丸となって手形取引拡充策に取り組んだ。ところが当時の日本には商業手形決済の伝統がなかったから、渋沢らは、各地の商法会議所に参加する諸商業組合を中心に商業手形決済の啓蒙・普及に努めながら、他方「保証品付手形から商業手形へ」という

漸進的な手形拡充戦略をたて、その一環として倉庫会社と均融会社からなる保証品（商品）付手形割引システムを組織した。ここでは、この倉庫会社―均融会社（大阪は融通会社）―手形取引所―日本銀行へとつらなる貨物預り証付手形割引システムに光をあて、その概要を示し、そのうえで手形取引とくに動産担保信用における伝統と革新の視角からその意義と限界を明らかにする。

一八八二年（明治一五年）十一月、日銀創設の僅か一ヶ月後、倉庫会社と均融会社が姉妹会社として創立された。⁽¹⁾

倉庫会社は有限責任形態をとり資本金は三〇万円、均融会社は無限責任形態で資本金六万円で、資本金の半分は発起人が引受けた。発起人は両社共通で、渋沢栄一、安田善次郎、山中隣之助（第三十二国立銀行）、原六郎（第百）、川村伝衛（第三十三）、原善三郎（第二）、茂木惣兵衛（横浜洋銀取引所）、三井宸之助（のちの三井銀行社長三井高保）ら京浜の有力銀行家・商人一〇名であった。⁽²⁾

渋沢は初め東京において米・雑穀・石炭を中心とする倉庫会社を構想したが、ちょうど直輸出をめざした横浜生糸連合荷預所が八二年七月に外国商館との紛議をとき共同倉庫会社として再出発するに及んで、その一部が合流することになった。⁽³⁾ また八一年（明治一四年）九月から翌年の四月にかけて第一、第二、第三国立銀行ら東京銀行集会所加盟銀行を中心に横浜生糸連合荷預所に対し倉庫商品（生糸）を担保とする共同緊急融資体制がくまれたが、この措置を恒常的なものにすべく倉庫会社に対する金融機関として均融会社を同時に開設し、さらに既に為替売買市場として機能していた為替取組所をとりくむことによって、日銀を頂点とする貨物預り証付手形割引システムが構築された。そのめざすところは、貨物預り証を抵当保証とする手形を発行することで、一方で売買商品に金融をつけ、他方で手形流通を促進するといふものであった。その概要は次のとおりである。

- (1) 倉庫会社は貨物の保管と倉庫の貸与を業務とする。倉庫会社は預った貨物に対し預り証を発行し、持主は貨

第2表 東京手形取引所加盟銀行一覧

	手形取引所 加盟銀行		銀行集会所 加盟銀行			手形取引所 加盟銀行		銀行集会所 加盟銀行	
	創立 '83・7	解 散 '90・末	'83 末	'90 末		創立 '83・7	解 散 '90・末	'83 末	'90 末
第一国立銀行	○	○	○	○	第六国立銀行	○	× ('84・4 併合)	○	×
二	×	○ ('83・7 確認)	○	○	七四	×	○ ('83・7 確認)	○	○
三	○	○	○	○	七七	×	×	×	○
四	○	× ('87・下 除名)	○	○	七八	×	×	×	○
五	×	×	○	○	八四	×	×	×	○
六	×	×	○	○	八九	○	○	○	○
十	○	× ('86・3 除名)	○	○	九三	×	×	○	×
十二	×	×	×	○	九五	×	×	○	○
十三	○	○	○	○	百	○	○	○	○
十四	×	×	○	×	百七	○	×	○	○
十五	×	×	×	○	百十二	×	×	○	○
十九	○	× ('84・7 除名)	○	○	百十三	○	○	○	○
二十	○	○	○	○	百十九	○	○	○	○
二七	○	○	○	○	百三二	×	×	○	×
二八	○	× ('89・上 除名)	○	×	百四七	×	×	×	○
三十二	×	×	×	○	三井銀行	○	○	○	○
三三	○	○	○	○	安田	○	○ ('85・7 除名 '87・下再入)	○	○
三五	×	○ ('90・7 除名)	○	○	丸家	○	×	○	×
三九	×	○ ('89・上 合併)	×	○	川崎	×	×	○	○
四十	×	×	×	○	久次米	×	○ ('82・11加入 '83・下脱退)	×	○
四一	×	×	×	○	横浜正金	×	×	×	○
六十	○	×	○	×	行 数	21	16	31	36

(1) 手形取引所創立時の加盟銀行は「手形取引所規則」(日本銀行)『通貨・金融史料』い3167, 所収による。

(2) それ以外は『東京銀行集会所半季報告』(『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻, 所収)による。

物を売買するとき、あるいは貸借の抵当とするときは、この預り証によって行う。預り期限は六ヶ月以内、預り対象は、米、雑穀、綿、生糸、砂糖、紙、金属、油粕、生蠟など一〇種に及ぶ。ただし横浜支店の取扱いは横浜生糸連合荷預所と同じく生糸のみであった。⁽⁴⁾

(2) 均融会社は、倉庫会社発行の貨物預り証に限り抵当貸付を行う。⁽⁵⁾ 期限は三ヶ月以内であった。一方、均融会社はこの抵当貸付に対して為替手形（八三年八月約束手形を追加）⁽⁶⁾ を振出すことによって金融の途をうる。

(3) 銀行集会所に設けられた為替取組所加盟銀行がこの均融会社振出の手形を積極的に割引き、バックアップする。⁽⁷⁾ そして当所手形割引の振興をめざして八三年九月、為替取組所は手形取引所へ編成替えされた。⁽⁸⁾ これによって、二〇を越える銀行との恒常的な共同融資体制が確立した。第2表によれば八三年下期の再編直後における手形取引所加盟銀行は二一行に及び、東京銀行集会所加盟銀行三一行のはほ三分の二をカバーした。なかでも均融会社の開業を機に、横浜の第二・第七十四国立銀行が、さらに三井・安田・川崎の三つの私立大銀行が加盟したことは大きな意味をもっていた。

(3) 日本銀行は為替取組所加盟銀行に対して、倉庫会社貨物預り証を保証として均融会社振り出し手形を再割引する。日銀は八二年一二月、定款第二四条によって貨物預り証を「一人前の署名」とみなすことで再割引ルートを開いた。⁽¹⁰⁾ 加盟銀行は「倉庫会社ノ貨物預り証券又ハ各公債証書」を「根抵当」⁽¹¹⁾ とするよう求めたが、日銀の受け入れるところとならなかったようである。⁽¹²⁾

この保証品付手形を軸とする倉庫会社―均融会社―手形取引所―日銀からなる割引システムは、東京につづいて大阪でも、やや組織性に欠けるとはいえ具体化された。日銀大阪支店の開業にともない、八三年五月大阪倉庫会社（資本金二〇万円、有限責任）と融通会社（資本金一〇万円、会社形態不明）⁽¹³⁾ が踵を接して営業を開始した。発起

人メンバーは、外山脩造（第三十二国立銀行）を中心に、松本重太郎（第百三十）、熊谷辰太郎（第一）、草間貞太郎（第十三）、金沢仁兵衛（第四十二）、小田平兵衛（第三）など、大阪を代表する銀行家であった。大阪倉庫会社の取扱商品は米雜穀・綿・反物・砂糖・紙など一二種目に及び、また八三年一月には大阪本店の他に兵庫・大津の集散地に支店を設置し、西日本一帯の商品在庫金融の拠点となるに至った。一方、八三年五月融通会社の開業にそなえて第十三、第三十二ならびに第一、三井など九行が連帯して二七万円（半月後には七五万円）の貸出枠を与えた。⁽¹⁶⁾ 東京では為替取組所加盟銀行二十数行が一致して組織的に割引ルートを開いたが、大阪におけるこの九行による信用供与も為替取組所加盟銀行の組織的対応とも考えうるが、確かな証拠はない。翌八三年六月これら九行に對して、日銀大阪支店は、倉庫会社の貨物預り証を根抵当として、融通会社発行の為替・約束手形を再割引することを認めた。

この京浜と京阪神の二大集散地において組織された貨物預り証付手形による割引システムは、渋沢や益田が説く「保証品付手形から信用商業手形へ」という漸進的な長期戦略の一環をなすものであった。と同時に短期的には、倉庫商品抵当貸付を手形割引へ転換することによって、創設もない日本銀行に對して再割引の対象となる手形を供給する「日本銀行の手形製造所」⁽¹⁸⁾としての機能を期待されたのである。この倉庫・均融（融通）会社による割引システムが信用の展開において如何なる意義をもつか、この点を明らかにするためにここで旧幕以来の動産（とくに商品）担保信用の展開状況を一瞥しておこう。

近代的な商品担保信用が成り立つためには、債権と担保たる商品の双方で近代的な流通性を確立しなくてはならない。近代的な流通性とは、紙券の裏書譲渡によって権利の移転がなされることを言う。手形と倉荷証券、二つの有価証券が結びつくことによってはじめ近代的な商品担保信用が形成される。渋沢や益田は商業手形への一階梯

として保証品付手形取引の振興を説いたが、このことはむしろ解くべき問題の数をふやすことになった。彼等は一方で手形決済の振興に努めながら、同時に貨物保管を専業とする倉庫業の育成、西欧流の転々流通する倉庫証券の導入に力を注がざるをえなかった。

江戸期の倉庫制度は、倉庫業、倉庫証券、担保信用のいずれも独自の発展を遂げながら、その展開はまだ分散的な段階にとどまっていた。⁽¹⁸⁾ たとえば、幕藩制商品流通の背骨の位置を占める蔵屋敷の発行する貨物預り証（米切手、砂糖切手）はその信用力によって残銀支払義務付のまま広く流通した。しかし、蔵屋敷は貨物保管の責を負いながら貨物保管―蔵敷料を徴収しなかった。逆に、民間流通に介在する荷受問屋は送荷に対して蔵敷料を徴収しながら、その預り証文は売買や質入に用いられず広く流通しなかった。一方、両替商は蔵屋敷の発行する米切手を担保として貸付を行い、また自己の倉庫に搬入した商品に対し、あるいは商品所有者の倉庫の錠前とひきかえに、商品担保貸付を行った。

このような旧幕下の倉庫制度のいびつな発展をもたらした蔵屋敷制度は、一八七一年（明治四年）の廢藩置県によって崩壊したが、各地の蔵屋敷を譲り受けた三井・三菱・住友などの商人達は民間に委ねられた商品流通の要所を掌握すべく新たな試みを展開した。たとえば一八七六年（明治九年）秋に三井、渋沢の両政商は、米租金納化にともなう米穀販売と送金上の困難に着目して、貢米荷為替取引を始め、⁽¹⁹⁾ また汽船会社三菱も同年六月、東京・大阪間の回漕貨物について荷為替取組業務を開始した。⁽²⁰⁾ さらに荷為替取引が活発化するにともない着荷後の貨物保管・倉庫業務とそれに対する金融の問題が次第に認識されるに至るや、三井・第一銀行あるいは住友・三菱などが倉庫業ならびに商品担保金融を積極的に展開した。⁽²¹⁾ とくに第一は各地の商業倉庫設立に力を貸し、さらに京都府の伏見倉庫会社あるいは伏木倉庫会社、宮城を本拠に福島・岩手・山形等に支店を置く奥羽水陸運輸会社など各地の倉庫会

社に積極的に信用を供与した。⁽²¹⁾ 小野組破綻後の営業方針の転換で渋沢は、貸付にさいし公債・金銀地金・米穀・生糸・木綿・銅鉄など「確實ナル物品ヲ抵当」にとるよう求めている。一八七八年末の段階で、全貸出のほぼ八割が、こうした担保付の「並貸」であつた。⁽²²⁾ 一方、旧両替商の系譜をひく住友は早くも七二年に倉庫貨物を担保とする貸付、「並合」⁽²³⁾業を開始し、その貸出額は八五年には国立一行平均貸出の四分の三の規模に達したという。また三菱も八〇年三月には三菱為換店を新設し、東京で貨物預り証を担保とする「倉質貸付」を開始し、また各地の地方店においても伝統的な土地を担保とする「地為替」を商品にまで拡張することによって「金融業と倉庫業の混成経営」⁽²⁴⁾を積極的に展開した。

このような明治初期の動産信用の展開のなかで、倉庫・均融会社およびその割引システムはどのような意義をもつてあつたか。⁽²⁵⁾

第一に、幕藩制倒壊後の商品流通の主導権を掌握すべく渋沢・益田らは農商務大輔品川弥二郎とむすんで、当時海運を中心に独占的勢力を築きつゝあつた三菱に対抗して共同運輸会社を興し、運輸・倉庫・金融・保険をふくむ流通組織を編成しつゝあつた。倉庫・均融会社システムはその一環をなし、三菱の為換店と競合関係に立つた。

第二に、当時の商品担保信用は、倉庫業と金融業が相互にもたれあう関係にあり、経営体として相互に未分化な段階にあつた。旧両替商は、自分の蔵に貨物を預り貸付ける場合でも蔵敷料を貸出利息と未分化のまま一括して徴収したが、三菱為換店、三井銀行において両者は独立に分離して徴収された。三菱や住友と違って、倉庫・均融会社は会社組織としては一応切り離されている点で一歩先んじていたが、同一人が両社の株主を兼ねる姉妹会社である点を考えるならばその分離は形式上のものにすぎない。

第三に、当時の倉庫業は「貸庫業」あるいは「蔵敷業」と呼ばれ、場所の提供に重きがあり貨物の保管管理には

眼がむけられることがなかった。三菱為換店において漸く倉庫貸貸業と並んで貨物保管業の独自の意義が認識されたが、保管料は数量に應じる「蔵敷料」という形態をとるに止った。これに対して倉庫会社は、これに価格に應ずる「保管料」を加える、今日で言う従量従価合算方式がとられた。ここに伝統的な貸倉業から近代的な貨物保管業が次第に自立してゆくさまがうかがえる。

第四に、このような貨物保管業の展開は、流通証券としての貨物預り証の整備・発展を促した。かつて渋沢は官営倉庫「貸倉場」案において倉庫証券を売買用と抵当用に分かつフランス流の「複券」制の導入を企てたが、事態はそれ以前に裏書流通そのものの啓蒙・導入に力を注がねばならなかった。三菱為換店の貨物預り証に裏書欄はなく、ただ一部出庫用の引出小切手に裏書形式がとられたに止った。これに対して倉庫会社の預り証は裏書欄をもっていたが、譲渡にさいし会社届け出、証印を受けなければならなかったために、かつての蔵屋敷の米切手のように転々流通することはなかった。

第五に、三菱・住友・三井のいずれも商品担保貸付の拡充に力を注いだが、均融会社はそれを貸付形態から手形割引形態へ変換することによって債権の流動化を推し進めた。この変換によって商品担保信用は手形取引所を介して日銀信用に連なることができたのである。

以上みたように、三菱為換店や東西の倉庫・均融（融通）会社の試みは、旧幕下両替商による伝統的な「並合貸」から西欧流の近代的な動産担保信用への転換点に位置するものであった。しかし、これら動産担保信用の新しい担い手はその後順調な発展をとげることなく終った。こうした新しい展開は一八八四年奇しくも一斉に一頓座をきたしたのである。東の均融会社は八四年春の横浜を中心とする金融不安のなかで自発的に休業に入り、西の融通会社は京阪神一円を巻き込んだ八四年秋の激しい金融危機によって窮地に追い込まれた。また先聲格の三菱為換店も同

年九月横浜支店、一月には全店の閉鎖に踏み切った。郵便汽船三菱会社と共同運輸会社の死闘は、八五年一〇月両社の合併によって日本郵船が設立され終止符をうったが、そこに至る一年も前に双方の動産担保信用機関がともに踵を接して撤収したことは偶然事ではない。その背後には公的貿易金融の拡充の問題と倉庫業の未熟さ、この二つの要因が横たわっていたのである。

第一に、横浜正金銀行による低利荷為替金融の拡充は、東日本を中心に各地の国立銀行と横浜をむすぶ荷為替取引を促進する一方で、横浜に着荷後の在庫金融を営む均融会社や三菱などの新興の動産担保信用機関の存立を大きく揺がさずにはおかなかった。

直輸出奨励、正貨回収をめざして一八八〇年八月、横浜正金銀行は御用荷為替制度を始めたが、その一環として同年一〇月、輸出品が産地から開港場に至るまでの内国荷為替金融を開始した。しかしその後、松方の紙幣整理・正貨回収策のもとに八二年五月から八三年央（生糸は六月、茶は九月再開）にかけてほぼ一年間中止されたが、まさにこの制度金融の空白期に均融、融通会社は設立されたのである。⁽²⁶⁾

横浜正金銀行の低利荷為替金融の再開によって三菱為換店あるいは倉庫・均融会社など新興の民間在庫金融は次第に蚕食される運命にあった。こうした情勢のもとで均融会社は八三年八月から翌年の三月にかけて矢次早やに業務の拡張、組織替を断行し転進をはかった。⁽²⁷⁾ これまで均融会社は抵当貸付を手形取引へ振り替え、流動化する変換器の役割を果たしたのであるが、以後顧客自ら手形を振出すことにし、顧客から日銀に至るまで手形取引に一元化した。同時に割引保証品をこれまで貨物預り証に限定していたのを、金銀貨、各種公債、さらに株券などを加え一般化をはかり、倉庫会社との関係をゆるめた。

この業務改革の狙いは「自ラ『ビルブローカル』ノ地位ニ立テ各銀行及商人ノ間ニ手形流通ノ道ヲ開⁽²⁸⁾」くことに

あり、当時大蔵省・日銀を中心に企図されつつあった手形取引振興策の流れに乗じ、日銀再割引網の手形仲買人たることで、横浜正金銀行による浸蝕の危機に対処しようというのであった。しかし時すでに遅く、八四年五月、ロンドンのオリエンタル・バンクの破綻による横浜の金融不安のなかで、同年八月、均融会社は無限責任におののく株主の手によって自らその窓口を閉じたのである。⁽²⁹⁾

横浜正金銀行を介した公的荷為替金融の拡充によって、新たに勃興する民間の在庫金融は存立の基盤を失った。しかしその影響は、当時の横浜正金銀行の営業圏が横浜を軸に東日本に偏っていたために、東西で明暗を分けた。東の均融会社が解散した一ヶ月後の八四年九月、三菱も横浜支店、さらに一月には全店の荷為替事業を突如廃止するに至った。これに対して西の融通会社の事業は何ら動揺することなく、むしろ八四年秋以降、京阪神一円の米穀在庫金融の大膨張を惹き起したのである。ところが八五年に入るやこの融通会社も破綻に至る。八四、五年民間の荷為替在庫金融が東西ともに足並みを揃えて行詰るという事態は、横浜正金銀行を介した公的荷為替金融の拡充だけでは説明がつかない。根幹には近代的な倉庫業が未だ確立していないという問題が横たわっていたのである。

三菱が為換店の荷為替事業を突如中止したのは何故であろうか。もともと三菱が為替業務を開始したのは「回漕補助」、すなわち「運賃額ヲ維持シ側ヲ積荷ノ量ヲ増加スル」目的があった。しかし結果は「其効能乏シキ」のみならず「往々危険不勘」、それならば「寧ろ退守ノ主義」をとるべきと為換店元締の肥田昭作は廃止の理由を各支店へ布達している。また荷為替業務を「金力ヲ以テ積荷ヲ買収スル」に似た「恐ルベキ危険ヲ踏ム」ものと称している。⁽³⁰⁾当時の商品担保信用が如何に危険なものであったか、奇しくも三菱が手を引いた直後の八五年五月、東西の倉庫・金融界を震撼せしめた二つの事件、「深川凶慌」と「北風事件」によって白日のもとに晒された。それは倉庫・均融（融通）会社をはじめとする初期的な動産担保信用の試みに止めをさすほどの大きな影響を与えた。

「深川凶慌」の発端は、八五年五月たまたま（蔵保守を兼ねた）米穀問屋の支払が数千円滞ったため汽船会社が貨物を差押えようとしたところ、貨物はおぬけのからであったことに始まる。それは次のような取引上のからくりからなっていたが、それは単なる偶然事ではなく、当時深川米穀取引において行われ杜撰な取引慣行に根ざすものであった。

(1) 米穀問屋は汽船会社に対して荷為替付の米穀貨物を内金のみで仮渡をうけた。(2) 問屋の自分の倉庫に貨物を置いたまま倉庫会社に鍵を預けることで預り証を入手し（今日の出保管）、これを担保に銀行等から借入れた（両替商伝来の「手錠前」金融）。(3) 倉庫会社は、伝統的に問屋倉庫を差配してきた「蔵保守」に鍵を預けることが多かった。ところがこの現場差配師と問屋、倉庫会社あるいは地方荷主との権利関係がいまいで、貨物出入庫に厳格なルールがなかったから、倉庫会社の知らぬうちに貨物が倉庫から出され売られてしまうということが起きた。

以上の、杜撰な貨物管理、空取引の一端が暴露されるや人々は争って貨物差押えを強行し、その結果、深川の有力問屋数軒が破綻し、「恐慌」状態に陥った。均融会社が休業したあと諸銀行より三〇万円の融資を受けて片肺営業を続けていた⁽³²⁾（東京）倉庫会社は、第一、第八、第四十二、第七十七、第百国立銀行⁽³³⁾から債務支払を求められ、同年八月には休業に追い込まれたのである。

一方「深川凶慌」の口火が切っておとされた八五年の五月、奇しくも大阪倉庫会社の神戸支店においても杜撰な管理にまつわる事件が勃発した。⁽³⁴⁾大阪倉庫会社兵庫支店の主要業務は、兵庫浜の問屋倉庫の出保管にあり、兵庫有数の大問屋である北風家は倉庫会社の兵庫支店取締役に北風正造を送り込み、大きな勢力をふるっていた。ところが、その勢力を利用して北風家の支配人が、北風莊右衛門名儀で大阪倉庫会社へ寄託金融中の貨物一〇万円を不正に処分するという事件が起きた。これによって中世以来の廻船問屋である北風家は遂に破産し、大阪倉庫・融通会

社も大きな打撃をうけたのである。

東西両地において期せずして「深川凶慌」と「北風事件」と呼ばれる騒動が勃発し、倉庫・金融業界の根底をゆさぶった。その震源は「出保管」ならびに「手錠前」という伝統的な取引慣行のうちにもとめることができる。貨物保管責任が不明確で、預り証と引換えによってのみ貨物を引渡すという引換証券が確立していないところでは、倉庫業ならびに商品担保金融は危険が大きすぎた。八二年一〇月すでに函館において出保管をめぐる不正事件に遭遇し、その危険を逸速く察知した三菱は早々と荷為替業務から手を引いた⁽³⁵⁾し、無限責任を恐れた均融会社も事前に休業に踏み切った。その後均融会社は、「深川凶慌」によって八五年八月（東京）倉庫会社が休業するに及んで、正式に廃業するに至った。一方、西の融通会社も「北風事件」によって払込資本金を上廻る二万五千円に及ぶ欠損を負い、存続を危ぶまれた。東京系の三井・第一両行が解散を主張したのに対し、外山脩造を中心に第十三国立銀行ら地元七行が無利子の融資を投ずることによって漸く存続に決し、一八八七年一月、大阪共立銀行として再出発することになった⁽³⁶⁾。

ここに、「保証品付手形から信用商業手形へ」という長期戦略に沿って渋沢や外山らが推進してきた倉庫・均融会社による貨物預り証付手形割引システムの構想は中途で一頓座をきたした。均融、融通両社の休・廃業によって東西の両倉庫会社は金融面からの支えを失い、貨物保管業としての自立的な経営基盤を確立する必要を迫られた。このような状況のなかで『興業意見』がフランス流の「發票保倉条例⁽³⁷⁾」を構想し、農商務省も勅業会商務部において倉庫条例に関する審議を始めた。また農商務省はこの点に関して各地の商法会議所に諮問を発したが、これに対する「復申書」において東西の商法会議所は一転して国家による倉庫会社保護を訴えた⁽³⁸⁾。渋沢は、これまで倉庫会社が辛じて成り立っていたのは、貨物預り証を仕払保証として「銀行ヨリ金融ヲ得ルノ一途アルニ因ル」と冷徹に

みていた。⁽³⁹⁾ところが金融当局は「真正ナル手形ヲ助長スルノ効ナシ」とこの保証品付手形割引策に否定的立場を打出した。これに対して渋沢は、いずれ「約束売買ノ慣行」が生れるならば、「融通ヲ助ケ取引ヲ便スル」機関として倉庫会社は必要不可欠であるから、倉庫条例の保護のもとに、東京・大阪を各々本店とする東西の二大倉庫会社を創立するのが望ましいと説いた。貨物預り証についても、当時抵当のために用いられても売買のために転々流通することがなかったことを理由に、売買と抵当の複券からなるフランス流の倉庫証券を非現実的としりぞけ、売買を一枚で併用するイギリス流の「単券」制を実際的であると、漸進論を主張した。

しかし東西両商法会議所による倉庫会社保護の要請は当局の容れるところとならなかった。前期的な蔵屋敷制度の崩壊に端を発する近代的な民間倉庫業の胎動は、その後全くの自力的展開に委ねられ、困難な道程を辿ることとなった。明治二〇年代から三〇年代にかけて、財閥系を中心に近代的な倉庫資本が次第に形成されていったが、その軸心ともいえるべき倉庫証券については、その様式をめぐって混乱をきわめ、近代的な流通性を容易に確立することはできなかった。

(1) 「倉庫会社創立之儀ニ付願書」(一八八二年七月二八日)、「均融会社創立之儀」(一八八二年一〇月七日)など、『渋沢栄一伝記資料』第一四巻、二九五—三四二頁 所収資料ならびに日本倉庫協会『日本倉庫業史(改訂版)』(一九七〇年) 二二三—二三三頁、による。

(2) 上記以外の倉庫会社および均融会社の発起人は杉山勉(第二十国立銀行)、渡辺治右衛門(第二十七)、藤平重資(不明)である。倉庫会社の頭取は小島信民、均融会社は勝部静男、両社の支配人は梅浦精一が兼ねていた。

(3) 横浜生糸運荷預所との関係については、海野福寿『明治の貿易』(一九六七年)第六章、ならびに『日本倉庫業史(改訂版)』二二一、二二頁をみよ。横浜ではすでに一八八〇年二月、横浜貿易商組合総理の小野光景が、税関倉庫を借りて、横浜倉庫会社を創設していたが、当局の倉庫返還要請をうけて、八三年四月廃業するに至った。

(4) 倉庫会社「定款」「營業規則」「横浜支店營業規則」「渋沢栄一伝記資料」第一四卷、二九六―三〇六頁所収。創業のさいの預り対象貨物は、米、雜穀、綿糸・生糸、砂糖、紙、地銀・銅など五種目であったが、八三年四月に油粕、塩、糖、生蠟、麻の五種目が加わり、さらにその後、水油、蠟節、生漆、金巾、醬油、陶器など六種目が加わり、八四年九月には一六種目に及んだ。

(5) 均融会社「定款」同上書 三〇六―三一頁、所収。

(6) 「均融会社発行之手形再割引之儀」(八三年八月一日) 日本銀行『秘書室譲受史料(松尾総裁関係史料)』營業 一(自明治一五年至同一七年)六六丁。為替手形では「不便」なので、大阪と同様の約束手形に改めたところ、定款では為替手形に約束手形が加わった形をとっている。

(7) 前掲の均融会社「定款」第三条に「前条ノ為換手形ヲ振出スハ、必ス東京銀行集会所ニ設立シアル為替打合所ニ於テスヘシ」とある。

(8) 「手形取引所規則」(一八八三年七月一日) 日本銀行『秘書室譲受史料(松尾総裁関係史料)』(『通貨・金融史料』い三一六七所収)、ならびに「均融会社ヨリ各銀行江請求書案」(一八八二年一月)『渋沢栄一伝記資料』第一四卷、三二二、二頁所収。取引は毎日午前二〇時三〇分より一時間行われた。加盟にさいし本店銀行は実価一万円、支店銀行は五千円相当の公債を予備抵当として差入れた。不渡のもの三日たっても返金しない場合は除名とする。

(9) 当初、均融会社横浜支店が供給した為替手形は全て東京の為替取引所加盟銀行で割引く予定であった。これに対し横浜の諸行からその益に与るべく「彼地(横浜)ニ打合所ヲ設ケテ其便ヲ図ラン」と異議が出された。均融会社開業の翌日の八年一月八日、東京の為替取引所の会合において、「横浜ニ於テ供給シタル為替手形ヲ割引スルハ凡ソ其半額ヲ標準トスル」という妥協が成立し、横浜の第二、第七十四兩行が為替取引所の一翼に加わった(『渋沢栄一伝記資料』第一四卷、三三〇頁)。別のところでは「東京横浜銀行為替打合所」と呼ばれている(同上書 三三九頁)。

それにつづいて一月二〇日、渋沢は倉庫・均融会社による割引システムの円滑な運行をめざして為替取引所の拡充を訴え、その一環として三井・安田・川崎三行の加盟が承認された(同上書 三三二頁)。

(10) 『日本銀行沿革史』第一集、第二卷、一三八―一四二頁。

(11) 「日本銀江稟請按」(一八八二年一月二〇日 為換打合所会同)『東京銀行集会所集會録事』(『渋沢栄一伝記資料』第一

四卷、三三〇、一頁所収。

- (12) 『東京經濟雜誌』(第一三七号、一八八二年一月一日)は、日銀が加盟銀行を介して再割引するときは、貨物預り証を抵当として差入れる必要がないと記しているが、それを裏付ける資料がない。おそらく誤りであろう。

- (13) 大阪倉庫会社創設の最初の申請は、一八八二年八月一〇日に出されている。倉庫会社については、『明治一五年大阪倉庫会社一件』(『大阪市史編纂資料 三九六』大阪市立大学図書館蔵)が残されているが、融通会社についてはまとまった一次資料がない。ただ『日本倉庫業史(改訂版)』(二二八、九頁)ならびに『三井倉庫五十年史』(一九六一年、一六—二二頁)、また武内義雄編『輕雲外山翁傳』(商業興信所、一九二八年)によって概観をうる。

- (14) 上記以外の発起人は、西邑席四郎(三井)、西田永助(第四百十八)、富岡半兵衛(第五十八)であった。融通会社の発起人も恐らく同一であったと思われる。大阪倉庫の株式四千株(半額払込)は、発起人一〇名と辻忠右衛門が二〇〇株ずつ引受け、残り一、八〇〇株は鴻池家に一括引受けを依頼し、同家から順次希望者に払下げることとなった。そのため初代社長に鴻池善次郎、支配人に辻忠右衛門が就任した。

- (15) 『大阪倉庫会社定款』『明治一五年大阪倉庫会社一件』(『大阪市史編纂資料 三九六』所収。八四年一月の定款改正によつて薬種、皮革、干物が加えられた。しかし創業直後の預り貨物の大半は米であった。

- (16) 『融通会社補助ノ為メ第一銀行外九行ノ連帯責任ヲ以テ貸付並ニ再割引ノ件』(日銀大阪支店)『事務書類 二一(自明治一五年至同三四年)』第二類第一目五号。融通会社に対する割引シンジケート銀行は、第一、第三、三井の大阪支店、ならびに第十三、第三十二、第四十二、第五十八、第三百三十、第四百十八国立銀行の九行である。

- (17) 『均融会社』『東京經濟雜誌』第一四二号、一八八二年二月一六日。

- (18) 日本倉庫協会『日本倉庫業史(改訂版)』第二章に拠る。

- (19) 日本經營史研究所『稿本 三井物産株式会社二〇〇年史(上)』(一九七八年)、九四頁を参照。

- (20) 『三菱銀行史』(一九五四年)、一九—三九頁。

- (21) 『第二次勸業会商務部日誌』(一八八四年一月刊)『渋沢栄一伝記資料』第一四卷、三四六—三五八頁 所収の各府県報告、ならびに『日本倉庫業史(改訂版)』二三三頁、による。

- (22) 第一国立銀行『臨時集會決議之件』(一八七四年七月一日)『渋沢栄一伝記資料』第四卷、一七一頁、ならびに同『第

「一回半季実際考課状」(一八七八年下期)『日本金融史資料 明治大正編』第三卷、二五四、五頁。

(23) 『住友銀行八十年史』(一九七九年)九三一—一〇〇頁。当初、貸出担保品は米、雑穀、古金銀などであったが、一八八一、二年ごろには、公債、株式も受け入れるようになったという。

(24) 『三菱倉庫七十五年史』(一九六二年)一〇—三四頁。

(25) ここに掲げた五つの点のうち、倉庫業の展開に関しては、『日本倉庫業史(改訂版)』第三章、に拠るところが大きい。

(26) 一八八三年六月「製絲直轄内地ニ於テ為換取組方手続」等『横浜正金銀行史』(一九二〇年)付録 甲巻之一 第三七号、一八三—一九三頁。

(27) 均融会社の組織変更は次の三点に及ぶ。第一に、これまで均融会社は貨物預り証を担保に貸付け、その債権をもとに自ら手形を提出し、顧客の仕払承諾の裏書をえたりえて為替取組所加盟銀行に対し割引を依頼していたが、それでは顧客は一回の借入れに対して貸付と手形の二つの証書に關与せざるをえず、「手数ノミナラズ責任モ亦二重ニ負担スルカ如キ疑惑」を生じた。その点を克服すべく、均融会社でなく借手たる顧客自らが、均融会社にあてて保証品付の約束手形を提出すよう改めた。第二に、均融会社は保証品として倉庫会社発行の貨物預り証に限らず、金銀貨、各種公債、さらに株券、銀行並びに諸会社の「切手及預証」まで加えた。第三に、期限前に借入返済の要請があれば「日割ヲ以テ其打歩ヲ返戻」し、担保の差し替えを許すことによつて、期限前に商品が売却されたさいに生じる融資上のネックを除いた。以上は、一八八四年二月一七日第二臨時会「東京商工会議事要件録」第二号、『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、二二四—二三〇頁、ならびに『日本銀行沿革史』第一集、第二巻、一三八—一四二頁、による。

(28) 前注(27)に掲げた八四年二月一七日の東京商工会第二臨時会における均融会社頭取勝部精一の発言。

(29) 『倉庫会社及均融会社』『東京経済雑誌』第三二八号、一八八四年八月二三日。

(30) 一八八四年一月通達(為替店元締 肥田昭作)ならびに同年一月四日来翰(本務課長 内田耕作)『三菱社誌』第一巻、三六四—三六七頁。

(31) 『日本倉庫業史(改訂版)』二三〇、一頁ならびに『東京経済雑誌』第二六六、八号、一八八五年五月二三日、同六月六日、による。

(32) 『東京倉庫会社』同上誌、二三三号、一八八四年九月二〇日。

- (33) 「深川米問屋の抵当品」『中外物価新報』第二二七四号、一八八六年七月八日(『渋沢栄一伝記資料』第一四卷、三三三頁、所収)。
- (34) 『三井倉庫五十年史』(一九六一年)一九、二〇頁、および『再版 神戸市史』本編総説(一九三七年)一六五—一六七頁、大阪倉庫会社『第四回実際考課状』(一八八五年上期)、をみよ。
- (35) 『三菱倉庫七十五年史』(一九六二年)二八頁。
- (36) 武内義雄編『輕雲外山翁傳』(一九二八年)四三、四頁。
- (37) 「殖産保倉条例」『興業意見』卷二八(『明治前期財政經濟史料集成』第二〇卷所収)。
- (38) 農商務卿西郷從道による「倉庫条例諮問案」に関する討議は『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、三三三—三三九頁をみよ。
- (39) 以下、渋沢の議論は、一八八四年二月二五日 第八臨時会(『東京商工会議事要件録』第八号、同上書、第一八卷、三三一—三三八頁)において、東京商工会の方針を予め示したもの。

第三章 明治初期における手形市場の形成——手形取引所と日本銀行

これまでみてきた官民一体の大規模な振興策によって、手形割引取引がどのように浸透したであろうか、次に明治初期手形割引をめぐる市場形成のありようを鳥瞰することとしたい。とくに、これまで巨大な日銀の影にあつてその存在も知られず無視されてきた自生的な再割引市場—手形取引所の活動を浮き彫りにする。

明治初期の手形市場形成を一望するために、全国および東京・大阪両府内の国立銀行、日本銀行、手形取引所のそれぞれの当所割引半季取引高を比較した一表を作成した。この表によって、まず全国、府県別レヴェルでの国立銀行の手形取引の浸透状況をみておこう。

松方デフレ期をととして、全国国立銀行の割引取引(第3表H欄)はほぼ半期一、五〇〇万円の水準を上下していた。ただ一八八四年下期、一挙に二、三〇〇万円に達する異常な膨張をみせたが、それは手形取引所振興策の結

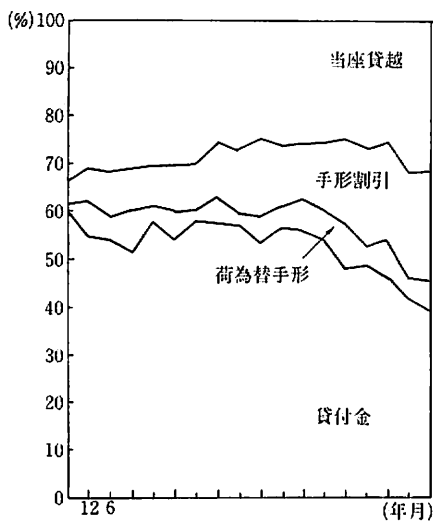
第3表 明治初期東京・大阪に中心とする手形市場の形成

(半期総取引高, 千円)

	東				京		大				阪		全 国 立 銀 行 割 引 H	国 立 銀 行 引 シ ャ ア %	
	取 引 所 当所割引 A	A/C %	日銀本店 当所割引 B	B/C %	東京・ 神奈川 割 引 C	うち東京 割 引 D	取 引 所 当所割引 E	E/G %	日銀支店 当所割引 F	F/G %	大阪府 割 引 G	東京 D/H		大阪 G/H	
1881年上期	147	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1881年下期	77	1.0	—	—	8,078	7,483	—	—	—	—	3,377	15,380	48.7	22.0	
82年上期	187	2.6	—	—	7,084	6,338	—	—	—	—	1,965	12,164	52.1	16.2	
82年下期	—	—	—	—	7,577	6,910	—	—	—	—	2,295	13,968	49.5	16.4	
83年上期	21	0.3	338	4.7	7,210	6,121	—	—	187	8.8	2,121	12,192	50.2	17.4	
83年下期	(375)	(4.7)	902	11.3	8,009	6,797	—	—	168	6.9	2,429	13,442	50.6	18.1	
84年上期	1,232	19.1	1,296	20.1	6,459	5,579	—	—	1,276	22.9	5,584	15,589	35.8	35.8	
84年下期	643	9.5	3,425	50.5	6,784	5,510	—	—	4,312	38.1	11,322	22,947	24.0	49.3	
85年上期	554	11.5	807	16.7	4,827	4,182	—	—	1,629	26.0	6,265	14,554	28.7	43.0	
85年下期	575	13.6	1,397	33.0	4,231	3,783	—	—	1,866	34.0	5,495	13,330	28.4	41.2	
86年上期	514	12.4	289	7.0	4,130	3,855	—	—	2,150	26.8	8,037	16,104	23.9	50.0	
86年下期	95	1.3	4,838	67.8	7,135	6,647	1,770	18.2	2,422	24.9	9,711	27,261	24.4	35.6	
87年上期	—	—	5,584	48.1	11,621	7,786	2,228	21.0	2,970	28.1	10,586	25,524	30.5	41.5	
87年下期	380	2.7	7,516	53.9	13,937	9,707	1,952	16.3	6,166	51.5	11,979	30,440	31.9	39.4	
88年上期	651	5.1	4,275	33.5	12,762	10,194	1,402	6.7	4,851	23.3	20,844	51,365	19.8	40.6	
88年下期	718	4.0	11,359	62.6	18,138	13,481	1,210	6.0	4,860	24.0	20,217	56,642	23.8	35.7	

- (1) 東京手形取引所当所割引は『東京銀行集会所半季報告』(『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻所収)より作成。1893年9月26日以前は為替取組所, それ以降は手形取引所。1886年下期から翌87年下期にかけて休業状態。
- (2) 大阪手形取引所当所割引は、『銀行通信録』より作成。1886年4月までは『銀行局年報』「大阪交換所」に東京向け為替の掲載はあるが, 当所割引については記載されていない。1884年10月11日以降は手形取引所での売買高。
- (3) その他は全て各年次『銀行局年報』による。

第1図 日本銀行創設期における
全国国立銀行の貸出構成の推移



- (1) 『明治財政史』第一三巻，四八九頁より作成。
 (2) ここでは全国国立銀行の半季取引高をとった。
 残高については、この時期、割引・荷為替手形の
 数字がえられない。

果と思われる。しかしこの膨張は一時的なものに終り、その後手形割引が持続的な膨張に転じたのは八六年（明治一九年）下期以降のことである。

第1図によれば、この八四年の手形割引の拡大は当座貸越と貸付金から振りかわる形で起ったこと、八六年以降の拡大については貸付金のシェアを浸蝕する形で実現したことが認められる。このことから、当時急膨張を遂げた手形割引を単に貸付金の振りかわったものと懷疑的にみる見解も可能であるが、初めて西欧流の手形割引形式が人々の間に浸透するにともない、いままで貸付あるいは貸越形態をとっていた短期貸付部分が次第に分化してきたという肯定的な面も見逃してはならない。

次に府県別レビューに降りてみるならば

（第3表D、G、H欄）、八四年下期の一時的な膨張が大阪の異常な伸長によるものであったことが確認できる。大蔵卿の勸奨による手形振興策は東京では八四年上期、大阪では下期に実行されたのであるが、東京においては何故か、その影響の跡がみられない。その結果、それまで東京府が全国国立銀行手形割引のほぼ半ばに達するシェアを占めていたのが、八四年下期の手形振興策を機に大阪府のシェアが急増し、東京にかわって首座につく

第4表 東京銀行集会所同盟銀行手形取引の進展

(千円)

	1883 年 下半季		1884 年 上半季		増加率 %	
	金額	口数	金額	口数	金額	口数
当所割引 当所取立	2,918	779	4,268	1,378	46.2	76.9
他所割引 当所取立	3,742	3,330	3,564	3,432	-4.7	3.1
当所割引 他所取立	871	384	1,125	480	29.3	25.0
合 計	7,531	4,494	8,958	5,290	18.9	36.2

- (1) 『東京商工会々外諸向往復文書』第一号、『渋沢栄一伝記資料』第一八巻、二二六頁所収、より作成。
 (2) 『伝記資料』掲載された当所割引他所取立の増加口数928は、誤植と思われる。96口に訂正のうえ計算。

に至る。

こうした動きを考えるうえで注意すべきは、一八八八年（明治二一年）以前については私立銀行を含んだ全国レヴェルの統計が存在しない点である。地方レヴェルにおいて散発的に資料が存在するだけである。東京については銀行集会所同盟銀行の手形取引の動きを伝える資料（第4表）が残されている。これによれば、手形振興策がとられた八四年上半期の手形取引高は前年下期の金額で一九%、口数で三六%の増加にとどまった。しかし、他所割引・当所取立の手形取引が減少気味なのに、当所割引（なかでも当所取立）手形の伸びが、金額で四六%、口数で実に七七%と高かったことは、当初の目的であった府内商人間の手形取引の振興がそれなりの成果をとげた⁽²⁾と評価してよい。

大阪については、八四年秋の金融逼迫のもとで五代友厚が松方正義に定期的に報告したと思われる大阪府下の銀行信用の動きを伝える数字が残されている。これをまとめたのが第5表であるが、それは国立銀行以外に私立銀行、両替商の諸勘定を含んでいる点で極めて貴重である。ここですで、八四年当時、私立銀行が国立銀行に近接した力量をもっていたことが眼を惹く。この現象

第5表 一八八四年手形取引振興策と大阪府下の銀行信用の変動

(千円)

		1883 年 12月末日		1884 年 7月末日		1884 年 12月末日		1885 年 7月末日		83年末 ↓ 84年末 増加率
		金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	金 額	構成比 %	
諸 貸 金	国立銀行	3,190	56.9	2,900	60.3	3,418	66.5	2,811	62.1	+ 7.1
	私立銀行	2,224	39.7	1,761	36.6	1,468	28.6	1,436	31.7	-44.0
	両替商	196	3.5	154	3.2	254	4.9	278	6.2	+29.6
	計	5,610	100	4,811	100	5,140	100	4,524	100	-8.4
手 形 割 引	国立銀行	423	91.6	700	70.2	1,095	76.6	1,016	80.3	+158.9
	私立銀行	39	8.4	283	28.4	292	20.4	210	16.6	+648.7
	両替商	0	0	13	1.3	43	3.0	39	3.1	+ ∞
	計	423	100	997	100	1,429	100	1,265	100	+209.3
預 り 金	国立銀行	2,742	49.9	2,709	55.2	2,303	58.4	2,777	58.1	-16.0
	私立銀行	2,663	48.5	2,096	42.7	1,562	39.6	1,803	37.7	-41.3
	両替商	88	1.6	105	2.1	79	2.0	200	4.2	-10.2
	計	5,493	100	4,910	100	3,944	100	4,779	100	-28.2
公 債 所 有	国立銀行	3,334	60.5	3,653	66.5	3,250	64.9	3,619	67.3	- 2.5
	私立銀行	1,972	35.8	1,755	32.0	1,606	32.1	1,473	27.4	-18.6
	両替商	207	3.8	82	1.5	149	3.0	283	5.3	-28.0
	計	5,512	100	5,491	100	5,005	100	5,375	100	- 9.2

(1) 「大阪府下各国立私立銀行本支店及ヒ両換商営業調」『五代友厚関係文書』(大阪商工会議所所蔵)書類の部493~501より作成。

がどれほど他の都市あるいは地方に普遍的なものか判らないが、少くともさきの国立銀行のみの統計では全体像は描けないことは確実であろう。伝統と革新という点では、両替商の比重がどの項目をとっても微々たるものであった点も注目し値する。このときまでに両替商の大きなものはすでに倒壊し、あるいは私立銀行へ転じ、編成替えを終えていたことを示す。

「公債売買并抵当貸付処」という当時の国立銀行に付せられた規定は、私立銀行、両替商の営業振りに共通するものであった。しかし八四年に入って諸貸金、預り金、公債所有のいずれも軒なみ減少するなかで、ひとり手形割引が

急膨張し、それまでの「公債売買并抵当貸付処」という色彩をうすめていった。手形割引拡大のテンポは、八四年一年間に私立銀行七・五倍、国立銀行二・六倍という驚異的なものであった。

その展開は松方正義みずから手形取引の勧奨に乗りだした八四年七月の前後で様相を異にし、その変化は私立銀行に集中的に現われていた。私立銀行の手形割引の拡大はむしろ八四年上半期にみられ、振興策がとられた下半期には足踏み状態に陥っている。一方、国立銀行の手形割引は上期・下期とおして五割増のテンポで拡張をつづけ、その結果、八四年末国立銀行の手形割引／総貸出比率は二四％に達し、私立銀行一六％、両替商一二％を大きく引離すに至った。

上記の対照的な軌跡から、大阪における手形取引の振興が二つの段階をもって行われたと推定される。八四年七月の松方正義の振興以前、おそらく春の段階で既に商法会議所を中心に手形取引誘導策が進められ、それにつづいて大藏卿の勧奨を受けて官民挙げての大規模な振興策が実施されたと思われる。この本格的振興策のもとで、国立銀行の手形割引以外の項目、諸貸金・預金・公債は八四年の一年間大きく変動しなかったのに、私立銀行は大きく減少し、国立銀行の二分の一ほどのシェアに落ち込んでしまった。それはおそらく、のちにみるように倉庫会社・均融会社・割引シンジケート・日銀からなる割引システムが国立銀行を中心に編成され、この信用力の差が金融逼迫のもとで大きくものをいっただけと推定される。

以上のように手形市場が勃興するにともない、当然その調整の場として再割引市場が必要となる。次に自生的な再割引市場として組織された手形取引所の活動振りをみておこう。

日本銀行が創設される以前、東京・大阪・京都の三都には自生的な為替売買市場として為替取引所が組織され、勃興する内国為替市場の最終的な調整の場として機能していた。この為替取引所は、日銀の創設、官民挙げての手

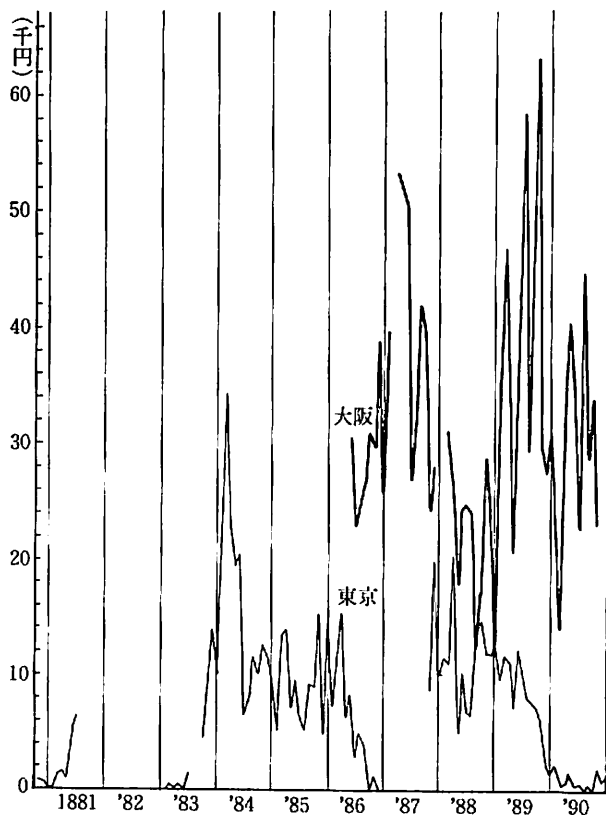
形振興運動の一環として、手形取引所に再編され、為替売買から当所手形売買へとその取引の重心を移していった。東京ではおそらく松方と渋沢の連繫があつたのであろう、早くも八三年（明治一六年）九月二〇日には組織替えが行われている。⁽³⁾一方、大阪では、倉庫・融通会社に対して九行からなる割引シンジケートが編成されたため手形取引所への再編はすぐに行われず、八四年一〇月一日、日銀大阪支店の再割引中止による金融の大混乱をまつて断行された。⁽⁴⁾割引シンジケート九行と手形取引所の関係がはつきりしないが、手形取引所を中心とする自生的な再割引機関の一環としてこのシンジケートを位置づけるべきと考える。

自生的な再割引市場である両都の手形取引所において、どれほどの取引が行われたのであろうか、その月別取引高は第2図にみるとおりである。この図で、東京よりも大阪の取引量の方が遙かに大きいこと、また大阪では月々の変動幅は大きいが年平均してみると比較的安定しているのに対し、東京では年によって繁閑の差が極端に大きいことが眼を惹く。このことは東京の手形取引所が大阪ほど安定的に機能しえなかつたことを示している。事実、東京の手形取引所は八四年上半期に飛躍的な膨張をみせたあと、何度か休業状態をへて、一八九一年（明治二四年）三月、手形交換所への再編とともに姿を消してしまふ。一方、大阪の手形取引所は一八九六年（明治二九年）に至るまでついに途切れることなく活動し続けたのである。

東西の両手形取引所の活動におけるこのような違いは何ゆえ生じたのであろうか。勃興期手形市場における再割引機構の形成の問題として光をあててみよう。

手形取引所へ再編される以前の東京為替取組所は、東京銀行集会所加盟銀行の内国為替取組のはぼ一割にあたる為替を売買していた。八三年九月に手形取引所へ再編されるにともない取引の主流は為替から当所手形へ移ったが、それから八六年上半年までの三年間、東京・神奈川の両府県の国立銀行手形割引のはぼ一割から二割にあたる手形が

第2図 東京・大阪における手形取引所各月取引高の推移



- (1) 大阪については、『銀行通信録』による。但し1890年1月以降は大阪同盟銀行集会所『銀行報告誌』によって補正。1886年4月以前については『銀行局年報』に東京向け為替のみ記載され、当所割引について記載なし。
- (2) 東京については、『東京銀行集会所半季報告』（『日本金融史資料 明治大正編』第一二巻所収）より作成。1893年9月26日以前は為替取組所、それ以降は手形取引所。1886年下期から翌87年下期にかけて休業状態。

取引所において売買され（第3表）、草創期日銀の再割引活動に充分匹敵する力量をもっていたのである。

ところがその後八六下期をさかいに東京の手形取引所の活動はふるわず、日銀の再割引活動に影響を与えるほどの力をもたなくなった。このような活動の停滞は八六下期のコレラ禍を機として起きたのであるが、その背後には次のごとき手形不渡と担保の問題が伏在していたのである。

八六年八月、東京の手形取引所は予備抵当規則を廃止し「毎取引ニ当リ適当ノ抵当品ヲ携帯」するよう改正した。⁽⁵⁾

八四年二月からの京浜における手形取引振興策が金融不安のうちに失速するなかで、手形不渡事件が続発した。さきに掲げた第2表によれば、当時手形取引所においても丸家、第十九、第百七、安田が手形不渡にからんで次々と除名処分を受けている。これまでの取引所規則では不渡金額が予備抵当金額を超える分については無抵当扱いとされ、手形買入銀行に被害が及ぶのを避けることができなかった。まだ手形取引に慣れず手形不渡が頻発する状況下では、予備抵当による手形取引は時期尚早といわざるをえなかった。手続の繁雑化という弊を払っても、リスク管理のうえで根抵当から保証品付手形取引への「逆行」措置も止むをえないものであった。

手形取引が未熟で不安定であるならば民間の自生的な再割引機構の展開も制約を受けるであろう。しかし他に途がないならば保証品付であろうと手形取引所の再割引取引需要は手形市場の拡大とともに膨らむはずである。それゆえ予備抵当の廃止だけをもって東京手形取引所衰退の原因とすることはできない。

一方、大阪の手形取引所については、残念ながらこの時期の当所割引高を示す資料がない。周りの条件からすれば、その活動は東京よりも遙かに旺盛で、多分月間三万円から六万円の取引に達していたであろう。おそらく日銀大阪支店の再割引活動は、手形取引所の活動を無視しては行いえなかったと思われる。東京の手形取引所と対照的に、八六下期以降においても大阪の手形取引所は手形市場の一割から二割に及ぶ再割引力を保持し、日銀大阪支

店の再割引活動に充分拮抗しえたのである。

以上の如き東西両金融市場における手形取引所の活動の違いは何故生じたのであろうか。その背後には再割引機構創出をめぐる日銀と手形取引所の対抗、すなわち草創期日銀本支店の再割引活動の違いが影をおとしていたと思われる。

そこでさきの第3表（B、FとくにB/C、F/G欄）によって、日銀当所手形割引の動きを追ってみるならば、手形市場における日銀の比重が序々に高まっていること、なかでも八四年下期東西両店における一時的な高まりと八六年下期以降における東京本店の持続的な上昇が眼を惹く。

第一の八四年下期における日銀当所割引の拡大テンポは全国国立銀行の割引拡大のテンポをはるかに上廻るものであった。その結果、八四年下半期、日銀本店当所割引（三四〇万円）は東京・神奈川両府県国立銀行の総割引の実に五割、大阪支店（四三〇万円）でも大阪府国立銀行の四割弱へと一挙に上昇した。この一時的な高まりは、八四年の手形取引振興策に対して日銀が如何に積極的であったかを物語っている。とくに大阪支店に比べ東京本店の割引が量としては少かったのに市場に占める比重が高かったことに着目するならば、東京の方が日銀主導による上からの振興という色彩が強かったこと、逆にいえば、手形振興において、東京よりも大阪の方が民間による下からの対応が大きかったことを示す。

この東西間の対照は、第二の八六年下期からの手形割引拡張期に一層鮮明となった。このとき日銀東京本店の活動は極めて積極化し、京浜金融市場の半ばを超える強大な地位を築いたのに対し、大阪支店の当所割引の伸びは本店に比べればさほどではなく、大阪金融市場のほぼ四分の一にとどまった。この違いが、八六年下期以降の東西両手形取引所の軌跡を分けることとなったのである。

以上の検討から、八四年以降の手形取引の初期的展開において、京浜地方の方がより日銀主導の上からの性格が強く、京阪神地方の方が民間の下からの対応が相対的に大きかったという興味深い対照性が浮び上ってくる。そこには勿論、旧幕以来の東西両都における信用取引の伝統の違いが影をおとしていたのであるが、もうひとつ再割引機構創出における官民の対抗の問題が伏在していた。すなわち自生的な再割引市場である手形取引所と再割引中央銀行の活動は相反の關係に立ち、日銀の活動が積極化し巨大化するにつれて手形取引所の活動は浸蝕されてしまうという対抗關係が認められる。この事實は重要である。このことは、日本信用機構の出生にあたって、日銀信用がしかも肥大化しなければ、民間の再割引市場はより大きく機能したであろうことを示唆しているからである。

- (1) 伊牟田敏充氏は、松方デフレ期の第十三国立銀行の業務を検討するなかで、一八八四年に入って大阪宛、大阪振出の市中手形が優位を占める「質的な変化」を析出しつつ、それを「貸付の変形」ではないかと留保をおいている（『松方デフレ期の大坂第十三国立銀行―同行『實際考課狀』の分析』『証券經濟月報』第四六号、一九六三年、五月）。
- (2) 『東京商工会々外諸向往復文書』第一号、『渋沢栄一伝記資料』第一八卷、二二六頁所収、を参照。
- (3) 東京銀行集会所「第七回半季考課狀」（一八八三年下期）『日本金融史資料』明治大正編 第二卷、一四二頁。
- (4) 大阪「為替割引打合所」の改組は一八八四年一〇月一日のことと思われる。
- (5) 東京銀行集会所「第十三回半季考課狀」（一八八六年下期）『日本金融史資料』明治大正編 第二卷、一七三頁。

第四章 一八八四年秋京阪神における金融危機の展開

草創期日銀と大蔵省の勸奨によって銀行集会所と商法會議所が丸となって推進した手形取引振興策は、一八八四年秋、京阪神一円における激しい金融逼迫に危機をひき起した。殺倒する資金需要の前に日銀大阪支店は割引窓口を一時的に閉めざるをえず、二〇万円に及ぶ本邦初の救済融資を投じることによってはじめて事態は収拾に向っ

第6表 一八八四年京阪神における貨物集積の膨張

	貨 物 在 高			貨 物 価 額 (千円)		
	1883年 12月31日	1884年 12月25日	増 加 比 '83・12・31 =100	1883年 12月31日	1884年 12月25日	増 加 比 '83・12・31 =100
大 阪	—	—	—	2,170	3,330	153
木 綿	800,000	1,286,000	161	260	431	166
綿	86,118	45,442	53	638	450	71
紙	35,500	28,500	80	231	257	111
餅 粕	190,000	150,000	79	665	728	109
米 穀	83,910	260,161	310	376	1,465	390
兵庫米穀	74,035	122,376	165	321	672	209
大津米穀	(42,344)	94,318	(223)	(192)	575	299
深川米穀	89,274	108,101	121	415	664	160

- (1) 大阪、兵庫については、「対比大阪府下金融之繁閑ニ影響スベキ貨物渋滞ノ調査」『五代友厚関係文書』（大阪商工会議所蔵）書類494、より。
- (2) 大津・深川については、『統計集誌』31, 42, 54号（1884年3月、'85年2月、'86年2月）より。ただし深川米価は『東京経済雑誌』246号、1884年12月27日、所収「本年中商業の概況」より。
- (3) 大津米穀の（ ）については、1883年12月末在高不明のため、'84年1月末日の在高を掲げた。'84年11月末在高は16,840石であったから、前年比増加率は大阪の米穀のそれを上廻るものであったと思われる。

た。

大津商工会議所は八四年一月、金融危機の打開をめぐって県令にあて二度にわたって上申書を提出している。そこで「金融必迫の原因」として「米価下落の為稀有の巨額な輸出米があった事、従って米穀を担保として貸出していた倉庫・金融両会社の手許が必迫したと、銀行が不況に恐怖して貸出を停止したこと」の諸点を挙げている。ここから、倉庫・融通会社―割引シンジケート―日銀大阪支店からなる割引システム稼働↓在庫金融の円滑化

↓米穀を中心とする諸物産品の大量流入・集積↓資金の固定化にとまらぬ金融の逼迫・金利の昂騰、という一連の因果連鎖が浮び上ってくる。次に乏しい断片資料をつなぎあわせることによって、京阪神一円を襲った金融逼迫をめぐり、この因果連鎖説に血肉を与えることにしよう。

一八八四年京阪神への米穀の集積が如何に大規模なものであったか、第6表によって明らかである。とくに、大阪に集中する五つの主要商品のうち在高がふえたのは米穀・木綿だけで、綿・紙・鯉粕のいずれも大きく減ったこと、ひとり突出した伸びを示した米穀について地方別にみるならば、東京深川に比べ京阪神の膨張がひととき實際立っていること、以上の点からこのときの京阪神米穀在高の増大が一般的な現象ではなく、地域、商品いずれの点においても突出した異常な事態であったことが判る。

その原因として大津商工会議所の「復申書」⁽²⁾は、松方デフレ下の米価低落による農家窮迫販売を挙げているが、東西間における集積状況の違いを考慮するならば、それと同時に米穀金融条件の違いにも眼をむけなくてはならぬであろう。

このような商品集積量の膨張は、新たな追加資金の供給なくしては維持できない。どれだけの資金を必要とするか、試みに貨物在高を金額に直し、第6表の右側に掲げた。大阪に集積する五つの商品の総在庫価額Ⅱ必要資金量は八三年末の二一七万円から八四年末の三三三万円へと増大した。その大半は米穀在高の膨張によるものである。米穀の在庫価額は京阪神三地あわせて八三年末の八九万円から八四年末には二七一万円へと実に三倍に膨らんだ。その全てが信用によってまかなわれたとするならば、大阪で一〇九万円、兵庫三五万円、大津で少くも三三三万円、あわせて一八二万円の追加資金が必要となる。東京深川の二五万円と比べるならば、東西金融市場に与えた影響の違いが明らかである。

第7表 1884年大阪融通会社
本支店期末貸出残高 (千円)

	6月末	12月末	増加率
貸出	423	1,021	2.4
大阪	235	669	2.8
兵庫	137	239	1.7
大津	51	104	2.0
借入	388	961	2.5

(1) 「十七年下半年大阪手形交換、同割引及金融の景況」『東京経済雑誌』第二五四号、一八八五年二月二八日、より。

この歴大な米穀在庫のうちどれほどが信用に依存したか、現実にあられた資金需要量はなかなかつかみがない。大津商工会議所の「復申書」⁽²⁾は、八四年にこのような大量の米穀を「吸収」した責任を、倉庫・融通会社と「之に随伴」する問屋に帰している。八四年一月現在、大津の「融通会社及問屋等」による米穀向け貸出は、八〇年以来的の四年間平均の二・八倍、前年の五・四倍の二二万圓に達したが、それは、さきほどの米穀在庫価額(必要資金量)三八万圓のほぼ六割にあたる。融通会社大津支店の年末貸付残高は一〇万圓であり(第7表)、ほとんどが米穀向けであつたであろうから、大津米穀在高の実に四分の一が融通会社の金融に依存していたことになる。

八四年末大阪全体の在米価額は一四七万圓と推定され、そのうち八六万圓が大阪倉庫会社と米商會所保管分であつた。大阪倉庫会社の推定在米価額は少くみても七五万圓に達する⁽³⁾。それは大阪全体のほぼ半分にあたる。一方、そのとき姉妹会社である融通会社大阪支店の貸出残高は六七万圓であつた。その全てが米穀に投ぜられたわけではないが、かりに米穀向けが四分の三の五〇万圓であつたと想定しても、大阪総米穀在高のほぼ三分の一が融通会社による金融に支えられていたことになる。

八四年秋京阪神において米穀集積量が膨張するにともない、それを支える米穀金融もふくらんでゆく。その重みにどこまで耐えうるかは、融通会社の資金調達力にかかつていた。融通会社は貸出資金一〇二万圓のほとんどの九六万圓を借入に依存し(第7表参照)、その中心は、そのために組織された大阪の割引銀行シンジケートにあつた。

融通会社大津支店は八三年一月から翌八四年九月までの期間、そ

の割引信用を三井、六十四、百三十三、八幡の四行、とくにその大半を三井、六十四の兩行から得ていた。⁽⁵⁾その規模は、借入金金の支店別構成が貸出の構成と同じく大阪六六、兵庫二四、大津一〇とするならば、八四年末残高で一〇万円となる。調達の便宜の点からあるいは資金調達ルートが大阪本店に大きく偏っていたかも知れない。

大阪本店の資金調達ルートは、最初大阪の有志九行であったが、八四年一〇月、手形取引拡充をめざす手形取引所加盟銀行へとより組織的で広いものとなった。八四年下期大阪本店の貸出の伸びが他の二店に比べて大きかった背景には、この資金パイプの拡充によるところが大きかったと思われる。八四年末大阪融通会社本店の取引所加盟銀行からの割引残高は、貸出残高から推して六〇万円から六五万円、あるいはそれ以上に達していたであろう。注目すべきことに、その数字は大阪府下の国立・私立銀行および両替商による総割引残高（第5表、一四〇頁）の実に四五%にも達していた。この事実から、八四年下期大阪の手形割引の際立った拡大の半ばが倉庫・融通会社の拡張によるものであったこと、それゆえ手形割引の過半が貨物預り証付手形割引であったことなど、初期手形取引に關して重要な事実が浮び上ってくる。

一八八四年夏以降、手形取引振興策が浸透し、また米穀在庫金融が膨張するにともない京阪神の金融市場は次第に逼迫の色を強め、その尻は開業間もない日銀大阪支店に集中していった。大阪支店の手形割引は八四年五月末に五十四万円にすぎなかったのに、それから僅か三ヶ月後の八月末には一五六万円に昇った。米穀在庫が高が未ださほど脹まない八四年六月末の段階で、日銀大阪支店は倉庫会社貨物預り証を保証として四万円に及ぶ手形を再割引していた。このときの大阪支店の割引保証品の内訳は、公債五三%、金貨三〇%、倉庫会社貨物預り証一七%であった。しかし手形再割引に占める保証品付手形の比重が低かったために、手形割引全体に占める倉庫会社貨物預り証付手形の比重は六%水準にとどまった。また融通会社大阪支店が振出し、シンジケート九行が割引いた倉庫会社貨物預

り証付手形のほぼ一七%が日銀大阪支店によって再割引されたことを意味する。

八四年下半期、京阪神の米穀金融が大きく膨張するにともない、日銀大阪支店の手形割引も膨らみ、そのなかで倉庫会社貨物預り証を保証とする手形の比重も高まったと推定される。米穀金融の膨張と手形割引振興策は兩者あいまって激しい金詰りを惹き起し、日銀大阪支店に対する再割引需要として向った。さしもの日銀も殺倒する激しい再割引需要に応じきれず、八四年一〇月の二日、三日の両日、遂に大阪支店の再割引を中止する破目に追い込まれた。このとき大阪支店の貸出は、当所割引一六一万円、定期貸七万円、他店貸三四万七千円、あわせて二〇〇万円を超えた。大阪支店の資本金は九〇万円にすぎず、それをこえる分については本店より御用振出手形一〇九万円を借入れて補ったにもかかわらず、紙幣有高は僅か二六万二千円と底をつくに至ったのである。⁽⁷⁾この再割引中止という予想外の措置を機に金融は一举に引締り、それまで低位にあった取引所の金利は急騰をつづけ、年末には日歩九厘五毛（年三四・七%）という高水準に達したのである。

八四年一月初、五代友厚は大藏卿松方正義に「金融推算書」を書き送っている。これによって八四年大阪府下の資金需給の変化を概観しうる。五代は資金逼迫の原因を、八四年前季三度にわたって公募された中山道鉄道公債に対する応募二三二万円、膨張する貨物在庫に対する金融一三二万円、この二つの追加需要に求めた。これに対して供給要因として日銀大阪支店の開業にともなう貸出の増加があったが、差引二六六万円が需要超過、資金不足として残った。こうした状況下で、銀行は貸出を縮小し、さらに商人は当座預金を引出すに至った。ここで五代は危機的事態を予想して松方に次のように伝えている。銀行は「其貸付ヲ縮メ流通ヲ助クルノ道塞カルベシ」、そのときには「府下ニ幅湊スル所、貨物ニ対シ為替等ヲ仕払フノ資本愈々欠乏⁽⁸⁾」し、売ろうにも売れない事態に立ち至る⁽⁹⁾うと。こうした重圧に耐えかねて翌八五年一月、倉庫・融通両会社は大量の米穀在庫をかかえたまま、休業を余儀な

くされた。ここに、膨み切った大阪金融市場は危機的な事態を迎えるに至った。二日間の再割引中止のあと窓口を開いた日銀大阪支店に対して、本店は大幅な割引金利の引上げ、あるいはコルレス貸を半減するよう要請したが、事態は好転せず、依然薄氷を踏む危うい状況下にあった。⁽¹⁾遂に二月一日、日銀副総裁富田鉄之助自ら下阪し、直接事態の切開にあたることになった。富田は、二月一七日、銀行集会所加盟一七行に対して二〇万円の救済融資を投ずることによって漸くその焦眉を開いた。⁽¹²⁾富田はその後、ほぼ二ヶ月のあいだ大阪にあつて支店政策を含む事後処理を余儀なくされたのである。

以上、倉庫会社―融通会社―割引銀行シンジケート―日本銀行からなる商品担保金融機構の矛盾の累積過程を追うことによって、八四年秋京阪神一帯を襲った激しい金融逼迫のメカニズムがほぼ浮き彫りになったと思われる。次に問われるべきは、積極的支援を与えたといわれる日本銀行がこの過程にどのように関与していたのか、八四年手形取引振興運動のもとで日本銀行の金融政策は金融市場にどのような影響を与えたであろうか、この点にある。

(1) 『大津商工会議所沿革史』(一九四三年)一八二頁。

(2) 一八八五年上半期大津支店の貸庫・保管料二〇三三円のうち米は一八八〇円、九七%を占めている(大阪倉庫会社『第四回実際考課状』)。

(3) 同上書、一八二一―一八六頁。

(4) 八五年二月末大阪在米高、うち倉庫会社、米商会所の預り分はそれぞれ三万八千石、一二万六千石、一万九千石であった(『統計集誌』第五四号)。また大阪商法会議所の調査によれば、前年の八四年一〇月末の預り高はそれぞれ、一二万二千石、六万二千石、一万石であった(『五代友厚関係文書』書類の部四九三及付表)。しかし、問題の八四年二月末については、倉庫会社と米商会所の合計値(一二万二千石)しか判らない(『統計集誌』第四二号)。そのうち米商会所は、おそらく一万石から、多くても二万石であろうから、倉庫会社は一二万二千石から一四万二千石と推定される。価額に直すと(一石五・六三三円)、七万四千円から八〇万円となる。

(5) 滋賀県諮問(一八八四年九月)「倉庫会社支店設立以来の実況及将来の見込如何」に対する「報告書」『大阪商工会議所沿革史』一七四頁。

(6) 大阪商法会議所「明治十七年中大阪府下商業盛衰變動ノ報告書」『五代友厚関係文書』(大阪商工会議所蔵) 書類八〇〇によれば、九月二、三日となっているが、日本銀行『秘書室議受史料』(松尾総裁関係史料) 營業一(自明治一五年至一七年)に収められた日銀本支店の電報類から察するに一〇月二、三日の誤植と思われる。

(7) 日本銀行 同上資料所収の一〇月二日本店宛電信。

(8) 五代友厚差出、松方正義宛(一八八四年一月五日)「明治一七年一月金融推算書」『五代友厚関係文書』書類四九二。一、月とあるが一〇月末の金融状況を推算したもの。

(9) 五代は貨物の集散にもとづく以上、「商業手形ニ係ルモノ多」いであらうから、日銀は多少金利を引上げても日銀再割引の途を閉さないよう強く要望している(五代友厚差出、松方正義宛(一八八四年一月七日付)書翰、同上文書 書類四九三)。

(10) 『日本銀行百年史』第一巻、二五〇—二五六頁。

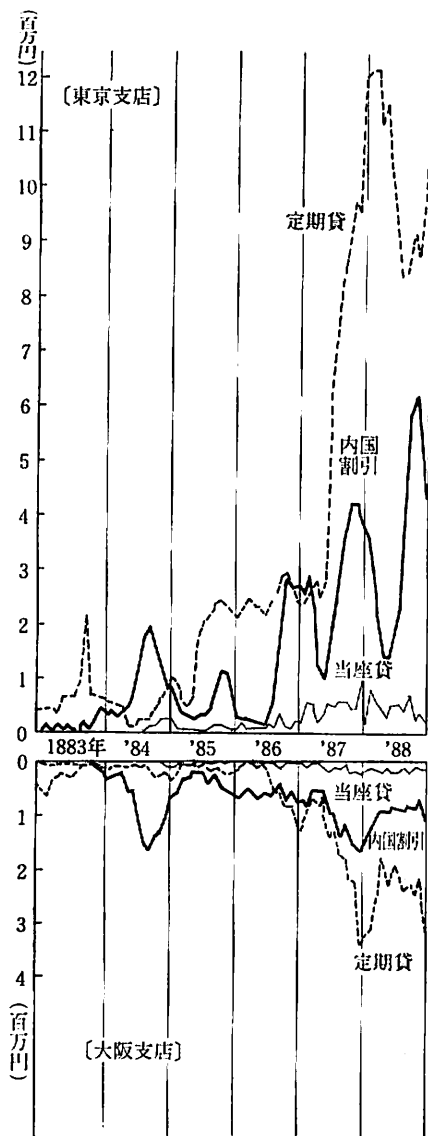
(11) 日本銀行『秘書室議受史料』(松尾総裁関係史料) 營業一(自明治一五年至一七年)所収の一二月三日付電信。一月二七日にも大阪支店長外山脩造は総裁吉原重俊に、「本日残高紙幣ハ凡ソ老万円位イノ一ニナルヘシ困難ノ至リ」と急を伝げている。

(12) 一八八四年二月一七日、外山脩造による副総裁宛て報告、日銀(大阪支店)『事務書類二(自明治一五年至三四年)』第二類第一目第三号。

第五章 草創期日本銀行の金利政策——市場金利との関連において

一八八四年、大津商業会議所の「建白書」は、金融逼迫の責任をめぐって、「日本銀行官庁」が倉庫・融通会社に対し勸奨と支援を与えておきながら、突如日銀が「融通を止めた」点を激しく批難⁽¹⁾し、また大阪商法会議所も八五年一月品川農商務大輔に提出した「明治十七年中大阪府下商業盛衰變動ノ報告書」において、その主因を「日本銀行支店ニ於テハ手形割引ノ利子ヲ一文半ノ低利ニ改メ、大ヒニ手形割引ヲ拡張」した点に求めた⁽²⁾。これをうけ

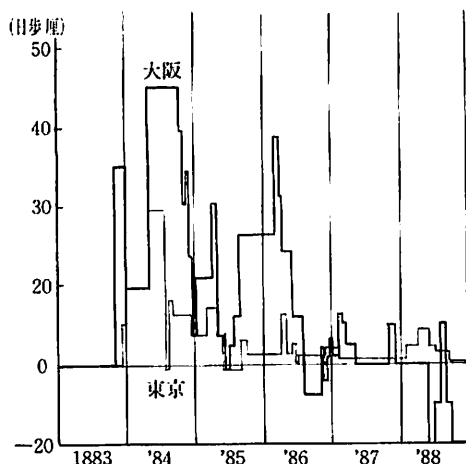
第3図 明治初期日銀本支店の諸貸出月末残高



(1) 『日本銀行沿革史』第一集，第二巻所収の「一般金融の概況並其調節」より作成。

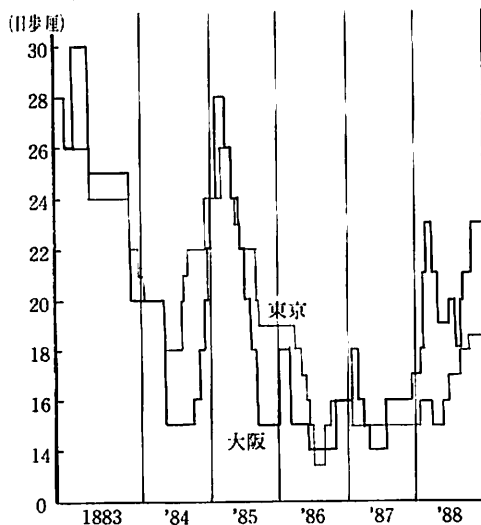
て田口卯吉を主幹とする『東京経済雑誌』も、日銀が「市場の歩合に下る歩合を以て融通を与へ」「融通手形の割引を許し」「大いに過商を奨励」したと批判的な論陣を張った。⁽³⁾

『日本銀行百年史』は、日銀所蔵の一次資料を駆使して、『東京経済雑誌』が当時示したこの論評に豊かな肉付けを与えた。これによって、日銀大阪支店が本店より低い水準に金利を設定し積極的に手形割引の振興をはかったこと、この大阪支店の低金利政策は金利決定において支店の独自の権限を認めない日銀首脳の圧力によって撤回されていたこと、また一時的に日銀大阪支店が再割引を中止せざるをえず、最後は二〇万円に及ぶ救済融資を断行せざるをえなかったことなど、興味深い事実が明らかにされた。⁽⁴⁾

第4図 日銀東京・大阪両店における
定期貸金利と当所割引金利の格差

- (1) 『日本銀行沿革史』第一集，第二巻所収の「一般金融の概況並調節」より作成。
 (2) 日銀東京・大阪両店における毎月の定期貸金利から当所割引金利を引いたものを図示。

第5図 日銀当所割引金利の本支店間格差



- (1) 『日本銀行沿革史』第一集，第一巻所収の「一般金融ノ概況並其調整」より作成。

この『東京経済雑誌』から『日本銀行百年史』をむすぶ「日銀大阪支店Ⅱ低利割引優遇策」(仮説に問題があるとすれば、日銀金融政策を評価するときに、金融市場との関わりが視野に入っていない点であろう。ここではさきに明らかにした形成期手形市場、とくに日本銀行と手形取引所を対抗を軸に、草創期日銀の貸出政策、支店政策に光をあて、通説たる「日銀大阪支店Ⅱ低利割引優遇」説を吟味する。

まず第3図によって、日銀本支店における貸出構成の変貌からみておこう。両店の間に幾分違いがあるとはい

え、八三年から八八年にかけて日銀貸出の大勢は定期貸にあったこと、ただ八四年突如手形割引が急膨張し一時的に定期貸にとってかわるという異変が生じていること、こうした貸出構成のシフトは大阪支店だけでなく東京本店でもみられたことなどの諸点が認められる。問題はこの日銀貸出構成のシフトが何に由来するのか、ここにある。

そこで次に日銀本支店の当所割引金利と定期貸金利の格差(第4図)を追ってみるならば、八三年秋ごろまでは、当所割引金利は定期貸金利よりむしろ高く設定されていたが、金銀貸抵当貸と公債抵当貸が定期貸に一本化される(八三年十一月)前後から割引金利が四度にわたって引下げられ、八四年四月には東京で日歩三厘、大阪で四厘五毛も定期貸金利を下廻るという異常な金利格差を認めることができる。このような大きな手形割引優遇金利格差は、東京ではその年の七月には早くも縮小にむかい、八五年春にはほぼ解消したのに対し、大阪ではその転換が数ヶ月遅れたばかりでなく、八六年下期に至るまで格差は解消されるに至らなかった。

以上の点から、一八八四年を中心に短期間ではあるが、日銀が金利面で手形割引優遇策をとったこと、その結果定期貸から手形割引へ、日銀貸出構成のシフトが生じたことが明らかとなった。この点を東西本支店別にみるならば、とくに大阪支店において際立っていたが、東京本店においても例外ではなかったことは看過されてはならない。その意味では「大阪支店Ⅱ手形割引低金利優遇」説は大阪支店に焦点を絞りすぎているという感を否めない。

『日本銀行百年史』はその根拠を、このとき本店に比べ大阪支店の割引金利が著しく低く設定されていた点に置いている。この点は第5図によっても確認しうるが、『日本銀行百年史』はこの事実に因われすぎたと思われる。そもそも東西両店のあいだの金利格差をもって「低金利」を説くのは妥当ではない。この金利の開きは、あるいは東西金融市場の金利水準を反映しているのかも知れないのである。この点をたしかめるためには、日銀再割引金利と市中金利水準との関係が問われなくてはならない。

これまで我々は、明治初期東西両金融市場の資金需給の推移を的確に写す指標をもたなかった。そもそも市中標準金利を生み出す高度の銀行間資金取引が当時存在しているとはこれまで誰も予想しえなかったからである。⁽⁵⁾ 為替取引所および手形取引所における当所手形取引は端緒的な再割引市場とよぶべきものであり、その取引金利は当時の金融市場の動きを的確に反映する標準金利の意義をになうものであった。⁽⁶⁾

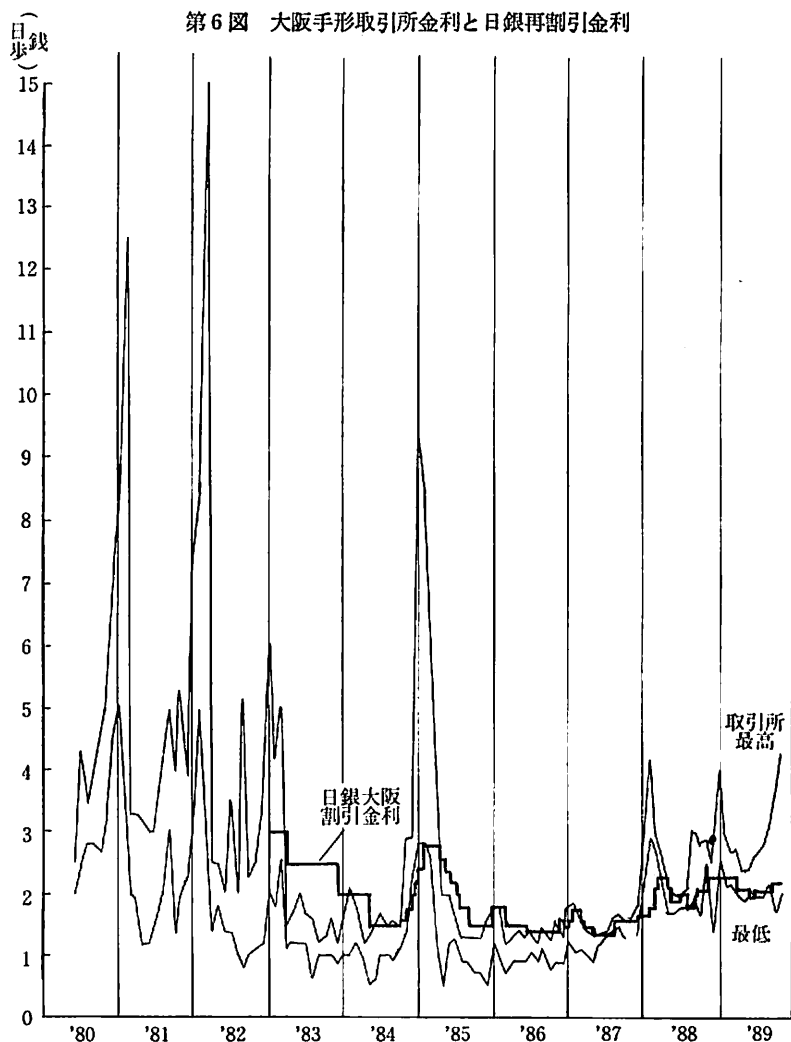
そこでまず東京・大阪の手形取引所（為替取組所時代も含む）当所手形再割引金利と日銀当所再割引金利の位置関係を比較検討する。この金利表（第6、7図）の意義は、日銀の金利政策を評価しようというとき大きな効果を発揮する。ただ、大阪については一八八〇年から八九年までの一〇年間をカバーする完全な資料をえたが、東京については短期間の寸断された不完全な数字しかえられなかった。

まず最初に注目すべきは、日銀の創設が金融市場にどのような影響を与えたか、この図表のうちに明確に示されている。それまで季節的に非常に大きな波動をくりかえしてきた市中再割引金利が、日銀創設をさかいに、最高と最低の幅が狭まり、大きく変動しなくなったこと、そのために金利水準がかなり低下したことが認められる。このことは大阪において明瞭であるが、資料不足の東京でも、日銀創設前の八一年下期・八二年上期と創設後の八六年上期における各半年間の最高と最低の変動幅を比べてみるならば同様の結論に達する。これによって日銀が金融市場における短期的な資金需給を均し金利の暴騰を抑える機能を果たしたことは明らかである。

次に問題となるのは、日銀金利は市中金利との関わりでどの水準に設定されたのか、この点であろう。

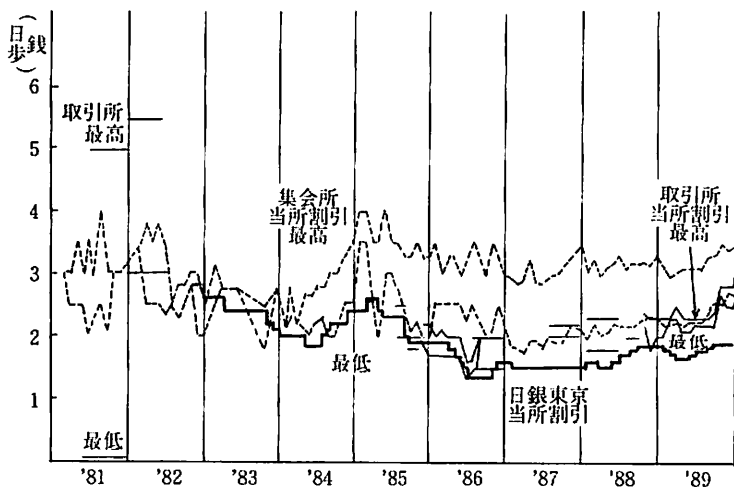
東京の取引所金利については、八五年六月以降、それも不十分な統計しか残されていない。補足の意味で集会所加盟銀行の当所割引最高・最低金利を掲げたが、八五年央までの時期、日銀本店再割引金利はこの加盟銀行平均最低金利の近傍を推移している。一般に取引所金利は加盟銀行平均最低金利を若干下廻る水準を動いているから、あ

第6図 大阪手形取引所金利と日銀再割引金利



- (1) 大阪商法会議所『月次報告』第16号(1889年12月)に収められた「十ヶ年同盟集会所割引日歩月表」より。日銀再割引金利は『日本銀行沿革史』第一集、第二巻所収の「一般金融ノ概況並其調節」より。

第7図 東京手形取引所金利と日銀割引金利



- (1) 手形取引所金利は、部分的ではあるが月別最高・最低値（『銀行通信録』）と半季最高・最低値（『銀行局年報』）の双方を掲げた。'88年7・8月は最高・最低が一致。
- (2) 日銀金利は『日本銀行沿革史』第一集、第二巻所収の「一般金融ノ概況並其調節」より。
- (3) 集会所金利は『銀行通信録』より。

るいは日銀は当所割引金利決定にさいし取引所金利を参照したかも知れない。

次に幸い統計が残されている八五年六月以降についてみるならば、日銀本店の金利政策のスタンスに際だった転換が認められる。すなわち八六年上期までは、日銀本店の割引金利は手形取引所金利に沿って動いていたのが、八六年下期、とくに八七年下期になると明確に、取引所の最低金利を大きく下廻る水準を推移するようになる。ここで想起されるのは、八六年下期以降の日銀本店の貸出膨張・東京手形取引所の低迷という先にみた一対の現象であろう。この手形再割引市場の変貌は、日銀が本店の割引金利を市中金利より大きく下廻る水準に設定したことに照応する。

一方、大阪支店では開業にあたって当

所割引の金利は、たまたま取引所金利の最低と最高の半ばに設定された。しかし三ヶ月後の八三年三月の公定歩合の引下げにさいし取引所金利の下落は極めて大きく、日銀金利は一厘も高い水準にとりのこされてしまった。そのために日銀大阪支店の貸出業務は閑散をきわめた。こうした状況下で、支店長外山脩造は八三年八月、支店資本金を公債五〇万円の買入に放資するよう上申しもいる。⁽⁷⁾八三年一〇月と八四年四月の二度に及ぶ日銀大阪支店の大幅な金利引下げは、この日銀金利の上鞄を下方修正するものであったことをこの金利図表は示している。

注目すべきことに、その後の日銀大阪支店の金利政策の姿勢に、東京本店においてみられたのと逆向きの「転換」が認められる。大阪支店の割引金利は、八四年四月の引下げによって取引所の最高金利の水準に漸く近づいたあと、八四年九月の引下げを境に、大幅な硬直的な金利変動から取引所金利の変動に沿って頻繁に変動する弾力的な軌跡へと転じている。この転換はおそらく八四年一〇月初めの日銀再割引中止にともなう金融危機、その渦中での手形取引所への再編と歩調をあわせて行われたものと思われる。こうした大阪支店における取引所金利追隨の姿勢は、東京本店が低金利策をとりはじめた八六年下期以降もひきつづき保持されたのである。

以上の事実は、八四年金融恐慌をめぐる「日銀大阪支店Ⅱ割引低利優遇策」仮説に疑問を投げかけるに充分であろう。八四年日銀大阪支店の再割引金利は定期貸金利に比し遙かに低く優遇されていたといえ、市中の再割引金利との関係からは「低金利」とは言いがたいのではないか。この通説批判を確たるものにするには次に掲げた幾つかの点を吟味しておかなくてはならない。

第一に、当事者である大阪商法会議所が、救済によって窮地を脱した直後の八五年一月中旬、品川農商務大輔にあてた報告書のなかで、金融危機の原因について、八四年八月に「日本銀行割引ノ日歩一文半（一錢五厘）ニ低下シタルヨリ」「各銀行競フテ利子ヲ」日歩二錢さらには一錢八厘へと、「低廉トナシタルタメ」⁽⁸⁾と主張している点で

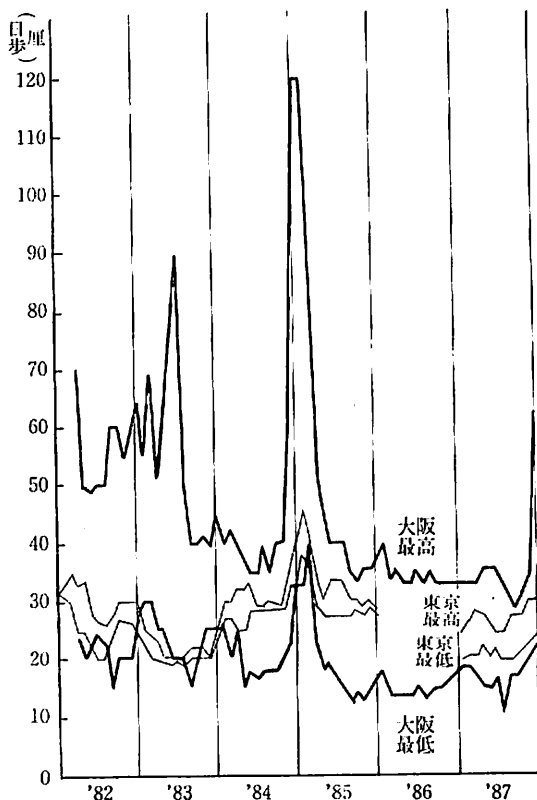
ある。ここでは市中金利として取引所金利でなく顧客取引金利がとられている点が眼を惹く。しかし当時の公にされた報告においてはいずれも市中金利として取引所金利が掲げられており、顧客取引金利の動きを伝える資料はない。おそらく顧客向け金利は取引所の銀行間金利の高位にあったろう。しかし第6図によるさきの検討から推せば顧客向け金利が日銀金利の引下げに引きずられて低下したという「報告書」の主張は受け入れ難い。

第二、それならば八三年から八四年にかけての市中金利の低下は何に由来するのであろうか。その要因としては日銀金利政策よりも制度的構造的要因、すなわち日銀の創設、手形割引の採用、商品担保金融の拡充など、新たな信用手段が使えるようになった点を挙げるべきであろう。

第三に、第6図の金利表を仔細に検討するならば、取引所最低金利が八四年八月以降じりじりと上昇したあと、一〇月に入って突如、最高・最低金利ともに急騰に転じたことが眼を惹く。この局面転換は、一〇月初め日銀大阪支店が突如再割引を中止し、市中に拭いがたいほどの深い信用不安を刻みこんだこと、これが八四年秋京阪神の激しい金融逼迫の大きな原因であることを示している。八月、九月と最低金利だけが上昇をつづけたこと、さらに一〇月二・三日に日銀が再割引を突如中止せざるをえなかったことを勘案するならば、一〇月一日の日銀大阪支店の金利引上げは遅きに失したと言えよう。『日本銀行百年史』が明らかにしたように、大阪支店長外山脩造は、八四年夏本店からの金利引上げの要請に対して、「常格」をはずさなくては「割引拡張」は行われ難いと拒否している。⁽⁹⁾

第四に、日銀大阪支店が再割引を突如中止するという荒っぽい措置に訴えざるをえなかったのは、運営上の未熟さもさることながら、当然の日銀が未だ銀行券を発行せず、その運用資金が払込資本金と御用振出手形に限られていたという硬直的な機構に発するものであった。

第8図 明治初期東京・大阪の貸付金利



- (1) 東京金利は東京銀行集会所調「東京貸付金利表」『日本金融史資料 明治大正編』第17巻所収、より作成。各月千円以上一万円以下の貸付金利。
- (2) 大阪金利は大阪商法会議所『月次報告』第16号（1899年12月）より。各月大阪市中における千円以上一万円以下の抵当貸付金利

そろり東西の抵当貸付金利を一瞥する（第8図）ならば、東京の最高・最低の幅は狭く、大阪の大きな幅の間に収まってしまうという点がまず眼につく。注目すべきは、日銀定期貸が開始されたあとの動きであろう。大阪では八三年につづいて八四年も低下気味であったのに、東京では八四年に入るや急上昇し八二年の水準に戻ってしまった。その結果、市中最低金利は八四年以降東京より大阪の方が一銭から一銭五厘低いという事態がつづいたのである。

第五に、八四年夏の日銀大阪支店の割引金利が市中金利に鞘寄せするものであったとするならば、日銀本支店間の金利格差は、東西金融市場間の金利差を映しだしたものである。このことになる。この点を確めるために、資料上統計の

このことは、日銀創設直後の時期において、東京・大阪の両金融市場が未だ相互に分断的性格を残していたことを示している。八四年当時、東京・大阪間の為替日歩は、他の都市に比べれば遙かに低かったが、それでも日歩一〇銭を超え、両都の金利格差によるプレミアムを打ち消すに充分であった。このような大きな為替金利は、当時まだ東海道線が全線開通していないこともあって現送費が高かついたことによる。

以上の検討によれば、一八八四年秋の京阪神一円を襲った激しい金融逼迫の原因を、日銀大阪支店の低利割引優遇という金融政策上の問題に帰することはできないであろう。むしろ、西欧流の手形割引制度の導入・試行、日銀Ⅱ再割引中央銀行の創設、ならびに倉庫会社・均融会社・割引シンジケート―日本銀行からなる商品担保金融システムの始動という制度的要因によるところが大きい。そして、こうした制度的要因に支えられて手形取引が膨張し、その尻が日銀に廻ってきたとき、再割引の中止という最後の段階に至るまで日銀が何の手も打たなかった点にその原因を求めることができる。このことは草創期日銀に大きなショックを与えた。八五年一月救済融資を投じ事態を収拾するや、日銀は東西の本支店における貸出・金利政策をめぐって新たな模索を開始したが、次に、この点を一望しておこう。

大阪商法会議所と大阪府下の主要銀行は八五年、さきの手形振興策の失敗に鑑み、「其利害ノ係ル所ヲ反覆協議」し、手形取引について新たに「万世不易ノ方案」をまとめた。日銀主導の上からの金融変革に対して、「目下ノ民情ニ随ヒ其慣習ヲ参酌」しながら、如何にして「限リアルノ資材ヲ以テ限リナキ割引ヲナサントスル」か、その方策として以下の七項が提起された。

(1) 日銀大阪支店において「割引資本ノ額ヲ確定スル」こと。(2) 日銀の割引金利を「従前ノ如ク据置」かず、「銀行交換所」すなわち手形取引所の割引金利の「高下ニヨリテ」変動させること。(3) 「各銀行ノ割引委員及ビ商法会議

所手形実行ノ誘導委員」は毎月初旬會議を開き、割引金額ならびに条件について意見を交換する。(4)各銀行は手形取引所において「人民ノ割引手形ヲ売買シ」、また「互相ノ仕払ニ用ユル」こと。そうすれば日銀再割引への依存度は減るであろう。(5)府下有力商人が集まり、互いの仕払に手形を用い、また資金に余裕があるときには手形を買入れるよう「定約ヲ結ブ」。(6)銀行が抵当品をとって「認印」を付すことによって商人手形の転々流通力を強化する。ならびに(7)「割引手形ノ仲買業ヲ設置スル」こと。

以上七項を貫ぬくものは、民間の手形流通を如何に強化するか、この一点にかかわっていた。商業信用と銀行信用の兩次元において手形の転々流通を強めることによって、金融の需給を緩和し、日銀信用への依存を弱めるといふところにその狙いがあった。日銀が創業当初の試行錯誤をつづけ、市場との関係がまだ確立していないこの段階に、日銀の金融政策をめぐって民間(≡手形取引所)優位の構想が具体的かつ組織的に提起されたことは、注目に価する。問題は、日銀優位か民間優位か、以後の行く方を左右するこうした提言が、提言のまま終ったか、あるいは実行されたか、ここにある。

第一に、最初に掲げられた「割引資本ノ確定」について。

二〇万円の救済資金を投じて事態を収拾した日本銀行は、直ちに支店管理の強化に乗りだした。まず八五年一月、八五年上半期の本支店の「経済豫算」⁽¹²⁾が算定され、これをうけて、一月二八日には「大阪支店營業資運用方課目豫定」⁽¹³⁾が決定された。これによれば、払込資本金五〇〇万円のうち一五〇万円が大阪支店に分与されていたが、八四年の金融逼迫の過程で、政府預金二八〇万円のうち二三〇万円が本店を介して投ぜられていた。八五年予算においてはこの本店借入分を全て返済し、營業資本は支店資本金一五〇万円のみとされ、その運用内訳も厳しく定められた。八四年一〇月二日当時一六〇万円に及んだ当所割引は、八五年一月末にはほぼ七〇万円に減っていたが、

目標予算は五〇万円とされた。

八四年一二月中旬以来大阪に渡り直接事態の收拾にあたつた副總裁富田鉄之助は、この「運用方」を定めるにあつて、大阪支店長の外山脩造に対して、「当分」「本店ノ指揮有之迄確守」する旨の念書⁽¹³⁾を求め、さらに翌八五年二月一四日、大阪を離れるにあつても、毎月この「支店營業資運用課目ニ照準シ」た予算書を作成し、本店の「認許ヲ受ケ施行」するよう書きおいている。⁽¹⁴⁾大阪において富田が外山を如何に偶したか、この一事に象徴されているが、外山はその屈辱に耐えがたく、五代らの慰留を振り切つて支店長の座を降りた。⁽¹⁵⁾

外山のあと大阪支店長心得となつた川上左七郎は八五年初夏、本店にあて支店経営に関する巨細含めて一四項にわたる伺をたてているが、そのひとつとして手形再割引について一歩進んだ管理策が提起されていた。無担保割引については「各銀行ノ資力ヲ謀リ再割引ニ応ズベキ金高ノ極度ヲ豫メ相定メ」ておこうというのである。担保付にくらべ無担保の方が厄介視されていたこと、各銀行レヴェルまで降りて貸出極度を決めようとした点が興味深い。本店は同年七月、三野村利助の名で拒否の回答をよせている。「割引ノ義」は「定期貸ト同視ス可ラス」、それゆえ極度を設けては「實際ニ不便ヲ生スヘシ」、とはいへ「限りナク許諾スヘキモノニ非ラサレハ」「取引先ノ信用ノ厚薄ヲ彼是斟酌許否スヘシ」と。

第二に、日銀再割引金利を手形取引所の金利に沿つて弾力的に運用するという提言について。

さきに掲げた第6、7図を一瞥するならば、八四年金融危機以降、東西両店に逆向きの転換が認められる。大阪支店の割引は、八四年四月の引下げによつて取引所の最高金利の水準に漸く近づいたあと、八四年九月の引下げを境に、大幅な硬直的な金利変動から、手形取引所金利に近い比較的弾力的な軌跡へと転じている。この転換はさきの八五年大阪商法会議所の「願書」以前に起きている。おそらく八四年一〇月初の日銀再割引中止にとまなり金融

危機、その渦中における為替取引所の手形取引所への再編と歩調をあわせる形で転換がはかられたのであろう。「願書」はその追認かも知れない。しかし「願書」が提起した、手形取引所金利の「高下ニヨリテ日本銀行ノ割引日歩モ之ヲ昇降スル」という、完全に弾力的な運用方式は陽の目をみなかった。とはいえ以下にみる東京本店の例に比べるならば、手形取引所金利の近傍を比較的弾力的に動かすという大阪支店の金利設定方式は注目に価する。東京の手形取引所金利は八五年六月以降ややまとまった統計が残されている。これによるならば、八六年上期までは日銀本店の割引金利は手形取引所金利に沿って動いていたのが、八六年下期、とくに八七年下期になると明確に、取引所の最低金利を大きく下廻る水準をとるようになる。大阪とは逆向の変化が認められる。それは正確な意味で「低金利」と呼ぶにふさわしい。通説は八四年日銀大阪支店が低利割引優遇策をとったことを強調するが、金融市場史の観点からするならば強調されるべきは、八七年以降の東京本店の「低金利」策であったと思われる。

(1) 『大津商工会議所沿革史』一八二頁。

(2) 大阪商法会議所「明治十七年中大阪府下商業盛衰變動ノ報告書」『五代友厚関係文書』書類八〇〇『五代友厚伝記資料』第二巻にも所収。

(3) 『日本銀行の手形割引を論ず』『東京経済雑誌』第二五三、四号、一八八五年二月二、二八日。

(4) 『日本銀行百年史』第一巻、二五〇—二五八、三四—三五一頁。

(5) ただ明石照男が自らの記憶をほりおこすように「時借」としてその存在を伝えているにすぎない。明石照男「コール市場について」『経済学研究 金融編』(山崎教授還暦記念、一九二九年)を参照。

(6) 事実、大蔵省『銀行局年報』において、金融の景況を示す市中の代表的金利として必ず大阪手形取引所金利を掲げている。また一時的ではあるが、東京の手形取引所金利も並記されたときもあった。

(7) 一八八三年八月二六日「公債買入ノ件ニ付大阪支店へ回答」日本銀行『秘書室譲受史料』(松尾総裁関係史料) 営業一(自明治一五年至一七年)所収。この件は認められなかった。

(8) 大阪商法会議所(品川大輔宛)「明治十七年中大阪府下商業盛衰變動ノ報告書」(一八八五年一月二日)『五代友厚関係文書』(大阪商工会議所蔵) 書類八〇〇。

(9) 一八八四年七月三十一日「割引歩合据置ノ義ニ付大阪支店長上申」(日本銀行)『本行利子(自明治一五年至昭和四年)』第二六丁。一八八四年夏から秋にかけて、大藏卿、日銀正・副総裁、大阪支店長のあいだにくりひろげられた金利論争については『日本銀行百年史』第一卷(二五〇—二五八頁)が有益かつ興味深い。『百年史』が主張するように、外山は金利問題と割引拡張の問題をからめていたことは間違いない。問題は、外山が「常格ヲ外」してもと言うとき、「市中金利よりも低く」という意味を含んでいたか否か、この点にある。本店との書翰のやりとりから察するかぎり、その含意は、割引を拡張するためには、本・支店間の金利が大きくひらいてもやむをえない、というものであったと思われる。

(10) 大藏卿松方正義は、八四年七月手形取引振興のために下阪したさい、八四年大阪の金融状況について「演説」しているが、大阪支店の金利について次の如く述べている。(1)金利は「通貨の運動」に応じて「自然ニ其高低ノ差ヲ定ム」、(2)日銀は「金融の円滑」をはかることによって、金利を「自然ニ低下」せしめる、(3)「現ニ」日銀大阪支店の金利は東京本店に「比スレバ其度ヲ減シタリ」、(4)市中の銀行は日銀金利と「甚シキ高低無キ様」にし、「人民ノ便利ヲ開」くべし、(5)市中の銀行が「高利」を維持するなら、「人民ノ資本ヲ要スルモノ」「皆争フテ」日銀に金融を求めるに至ると。この点については、「日本銀行大阪支店ニ於ケル商工業者集会席上ノ演説」(一八八四年七月)『侯爵松方正義卿実記 十五』(『松方正義文書』第二卷、三五三—三六〇頁、所収)をみよ。松方が日銀大阪支店に金利引上げを求めたのは、大阪支店が割引中止に追いこまれた一〇月二日の僅か五日前(九月二七日)のことであった。

(11) 「手形割引ノ儀ニ付願書」ならびに大藏省銀行局長加藤清宛、大阪商法会議所会頭五代友厚「割引手形取扱ノ儀ニ付上申書」『五代友厚関係文書』書類四四八、四四九。この二つの文書は年月日を欠いているため、これまでその意義を明確にする機会がなかった。状況から察するに八五年の早い段階と推定してはば間違いないであろう。

(12) 一八八五年一月「本年上半季出納豫算」日本銀行『秘書室譲受史料(松尾総裁関係史料等)』營業 二 自明治一八年至同三年」七丁。

(13) 一八八五年一月二八日「大阪支店營業資運用方課日豫定」同上資料 一一丁。

(14) 一八八五年二月一日「副総裁堀京ニ付跡心得方大阪支店長、達」同上資料 二三丁。

(15) 武内義雄編『輕雲外山翁傳』四五―五二頁。

(16) 一八八五年七月 三野村利助「他所割引手形ノ取立ヲ為換約定店ニ委託シタル片為換尻ニ関スル件並ニ再割引手形ノ信用ニ関スル件」(日本銀行大阪支店)『事務書類 四(自明治一六年同三十四年)』第二類一目第四号。

第六章 一八八六年下期以降における日本銀行本店の生糸金融優遇策

草創期日銀の金利政策をめぐって、なによりも強調されるべきは、八七年以降東京本店の「低金利策」であった。ここで、日銀はなぜ東京本店の金利を市中の(銀行間)金利より低く据置いたのであろうか、最後にこの点に光をあて、この稿を終りたい。

第一に考えられるのは、日銀本支店間の金利について「大きな開きを放任しうるほど当時の各金融圏は著しく閉鎖的ではないという認識⁽¹⁾」が、日銀・大蔵首脳のうち暗黙裡に想定されていたのではないか、という点である。こうした想定は「日銀大阪支店Ⅱ低利割引優遇策」仮説をも貫ぬいている。しかし、これまでの検討によれば、東西両市場は未だ分断的色彩を濃厚に残していたと言わざるをえない。東京・大阪両金融市場の間に金利格差が残っている状況下で、もし日銀本支店金利を同一にしようとするならば、当然歪みを生じるであらう。たとえば、日銀大阪支店の割引金利を、さきの商法会議所「願書」第二項に従って、市中の再割引金利に追隨するように決定したならば、東京本店金利は当然市中再割引金利を大きく下廻ることになる。

しかし東京本店の金利がそれまで市中再割引金利に沿って動いていたのが、八六年下期に入って急に非弾力的となり低位に据置かれるに至った事情の背景には、より積極的な力が働いていたものと思われる。第8表は、当時の日銀本店における割引手形保証品構成の推移を示したものである。これによって、八六年下期以降における本店再

第8表 明治初期日銀本店の手形割引保証品の内訳

(千円)

	総 額	公債	金銀貨 古 金	株式	不動産	商 品	綿	米	鉄	生 糸				
										器 械	座 繰	折返	提造	ハン カチ
1884年 下 期	619	198	—	60	—	361	29	5	—	327				
85年 下 期	365	4				361	26	—	5	82	253	—	—	—
86年 上 期	91	—	1	—	17	73	13	—	—	—	60	—	—	—
下 期	2,997	—	11	175	22	2,789	—	—	—	667	1,198	180	744	—
87年 上 期	1,484	—	10	38	12	1,424	—	—	—	108	752	324	240	—
下 期	4,056	—	10	93	12	3,941	—	—	—	1,746	969	369	857	—
88年 上 期	997	185	10	60	62	680	—	—	—	531	149	—	—	50
下 期	3,749	215	10	780	62	2,682	—	44	—	1,628	721	123	166	22

(1) 日本銀行『半季報告材料書類』(各年次)より作成。

(2) 88年下期の株式は、七十七万三千円と第三銀行株五〇株からなる。ここでは第三銀行株価一四一円(89年1月)により計算して算入。

第9表 明治初期日銀の生糸を中心とする商品保証付割引ならびに貸付

	日銀割引・貸付形態		手形関係人
	約定先・種類・極度	備考	
1885年 7月21日	横浜同仲会社 生糸保証付約束手形 限度15万円（のちに 27万円、88年8月28日 に15万円へ）	同仲会社倉庫を日銀 が借用し、保管は三 井銀行に委託	（宛先）上州蘭系改良会社 （振出）横浜同仲会社 （割引）第三十三国立銀行
1887年 8月10日	第三十三国立銀行 為替手形 限度10万円（88年1 月18日に15万円へ）		（宛先）上毛蘭系織物改良 会社 （振出）同社組合荷主 （引受）横浜同仲会社 （割引）第三十三国立銀行
同 年 9月5日	小林源左衛門 生糸保証付約束手形 限度10万円	質物扱い、同仲会社 倉庫を日銀が借用し、 保管は三井銀行に委 託	（宛先）東京小林吟次郎 （振出）横浜小林源左衛門
同 年 9月12日	浅沢作太郎 生糸保証付約束手形 限度25万円 掛目8割	質物扱い（毎年4月 1日より6月30日の 間）、第一銀行倉庫を 日銀が借用	（振出）横浜浅沢作太郎 （割引）第一国立銀行
1888年 4月2日	小林源左衛門 絹地ハンカチ保証付 手形 限度不明		
同 年 4月9日	仙台第七十七国立銀行 株式保証付手形 限度10万円 最低金利	生糸荷為替金融 88年5月より翌年1 月まで日本銀行・日 本鉄道・日本郵船株	
同 年 5月8日 出 願	第三十五国立銀行 公債抵当貸付 限度（15万円）	製茶金融 5、6月のみ 認可されたか否か確認 できず	
同 年 6月6日	小野光景 生糸保証付手形 限度不明	保管は三井銀行	
同 年 6月26日 出 願	第三十五国立銀行 公債抵当貸付 限度（10万円）	生糸金融 認可されたか否か確認 できず	
1889年 6月4日	横浜同仲会社 生糸保証付約束手形 限度15万円 掛目7割	質物扱い、同仲会社 倉庫を日銀が借用 し、保管は三井銀行 に委託	（宛先）横浜同仲会社 （振出）山梨風間金八
1890年 2月26日	日本昆布会社 約束手形 限度7万円	清国向輸出販売 従来は新東洋銀行よ り荷為替で金融	（宛先）日本昆布会社 （振出）三井物産会社 （割引）田中、第一百十二銀行
同 年 5月28日	小野光景、堀越角次郎 生糸保証付約束手形 限度（20万円、9月 には45万円へ）	小野の倉庫を日銀が 借用	（宛先）東京堀越角次郎 （振出）横浜小野光景
1894年 7月3日	横浜同仲会社 生糸保証付約束手形 限度不明	本年も従前の慣例通 り	（宛先）横浜同仲会社 （振出）田中新七ほか

(1) 日本銀行(本店)「営業事務例規書類」(一八八二年～一八九九年各年次)ならびに同(本店)「緊要雜書」(明治一八年至三三年)、「日本銀行沿革史」第1集、第2巻より摘記。

割引の急膨張が専ら生糸を保証品とする手形割引の拡大によるものであることが鮮かに示されている。まさに八六
年下期を転機とする日銀本店の低金利策は、輸出産業として成長しつつあった製糸業を金融的に支援するという意
義をもっていたのである。

創設期日銀に手形を供給するという「手形製造所」の機能を期待された均融会社とその割引システムが、八四年
夏、本格的な活動に入る前に機能停止するや、日銀は、その欠を埋めるものとして新たに生糸による「保証品付手
形特殊割引」を開いた。いま一八八三年から一八九九年に至る一六年間の日本銀行本店『書類』⁽²⁾から、生糸を中心
とする、商品を保証・抵当品とする手形割引あるいは貸付の取引状況を摘記してみると、『日本銀行沿革史』が「保
証品付手形特殊割引」と呼ぶ取引が並ぶ（第9表）。それは一八八五年（明治一八年）七月の横浜同伸会社振出手
形の再割引に始まり、一八九〇年（明治二三年）五月の小野光景・堀越角次郎の再割引申請を最後に、新たな取引
申請は出されていない。そのうち、第三十五国立銀行の製茶金融と日本昆布会社に対するものを除く全てが生糸に
関するものであった。その基本的パターンは八五年八月の横浜同伸会社に対する事例に示されている。⁽³⁾

(1) 横浜同伸会社は上州繭糸改良会社から生糸が送られてくると、改良会社にあて約束手形を振出す。(2) 改良会社
がこの手形に裏書し、第三十三国立銀行が割引く。(3) 日銀はこの手形を割引くにさいし、同伸会社より生糸を保証
品として受けとり、それを同伸会社から借受けた同社構内にある倉庫に蔵置きする。(4) その貨物の管理を三井銀行
横浜支店に委ねる。

この取引方法の特徴は、日銀が保証品として貨物預り証でなく生糸そのものを求めているところにある。動産信
用の展開からみるならばそれは、貨物預り証による倉庫・融通会社割引システムより大きく後退したと言わざるを
えない。それは、「手錠前」「蔵保守」からなる伝統的な取引仕法への回帰に他ならない。勿論この後退は、八四、

五年の一連の事件―東西倉庫・融通会社の破綻、深川倉庫恐慌、北風事件によって露呈した初期倉荷ノ動産信用の挫折によるところが大きい。しかし、保証品貨物の出入庫保管の最終責任は、伝統的取引仕法同様、同伸会社、日銀、三井銀行三者の間において曖昧なままであった。日銀は、この権利関係の不明確さからくる危険をさけるべくもう一步逆行の途を辿らざるをえなかった。八七年（明治二〇年）九月、日銀は、手形不渡のさい担保商品を「勝手」に売却しうるよう、上記契約を「保証品」から「質物」へ切りかえた。

生糸輸出振興のために日銀は、「貿易上ノ時機ヲ失セ」ないよう「多少危険」をおかしても「取締向ヲ寛ニ」せざるをえなかった。⁽⁴⁾ 回流の不安定な生糸金融を扱うにさいし、日銀は担保を確保しておく必要から、西欧流の手形取引の背後に伝統的な「質」取引仕法を援用せざるをえなかったのである。しかし日銀としてはこのような信用形態は望ましいものではなかった。民間銀行へ委託するとはいえ、日銀は貨物保管業務を兼ねることになるからである。日銀はこうした間接信用への傾斜をさけるべく、他方で別の金融方法を模索せざるをえなかった。

日銀はまず、一八八七年八月、上毛繭糸織物改良会社にあてて同組合荷主が振出し横浜同伸会社が引受けた手形を第三十三国立銀行が割引くという形式を創出した。⁽⁵⁾ これによって定款に規定された二名裏書という厳格な条件を満たす、商業手形形式での再割引ルートが開かれた。翌八八年四月には、仙台第七十七国立銀行による生糸金融の要請に対して、生糸にかえて株式を保証品とする手形割引ルートが認められたのである。また『日本銀行沿革史』によれば、日銀は「生糸資金特別融通ノ法」として「各銀行重役ニシテ信用アルモノヲ手形ノ署名者トシテ特ニ銀行ニ融通ヲ与ヘ」るという、融通手形の割引ルートを新たに開いたという。おそらく、一八八七年九月、渋沢作太郎振出手形を生糸を保証品として、第一国立銀行を介して割引いた例がそれであろう。手続が面倒な商品保証に代えてより直接的な人的保証へ切り換えたのである。⁽⁸⁾

以上のように、日銀は一八八七年以降本店再割引金利を低く抑えたが、それは輸出向け生糸金融を円滑にすべく日銀自ら支援する目的をもっていた。ところが当時の輸出向け生糸取引は回流が不安定なうえ、回流が滞ったさい、貨物の占有権を排他的に主張しうる倉庫証券が未だ存在しなかったために、手形取引は危険極まりないものであった。このような不安定性は長い間解除することができず、一八九九年（明治三十二年）の商法施行によって西欧流の倉庫証券が導入されても、事態はやや改善の萌しをみせたにすぎなかった。

(1) 『日本銀行百年史』第一巻、二五六頁。

(2) 日本銀行（本店）『營業事務例規書類』一八八三年—一九九年（正式名称は年によって違いあり）ならびに同（本店）『緊要雜書』（自明治一八年至三三年）。

(3) 『日本銀行沿革史』第一冊、第二巻、一五八一—一六二頁。

(4) 同上書、第二巻、一六五一—一六九頁。

(5) 一八八七年八月一〇日「第三十三国立銀行ヨリ為替手形再割引ノ儀依頼ニ付回答案伺」日銀本店『營業事務例規書類』（明治二〇年）『第四七項』。

(6) 一八八八年四月九日「仙台第七十七国立銀行割引手形取引ノ義請求ノ件ニ付回答」同上資料（明治二年）、第二六項。

(7) 『日本銀行沿革史』第一集、第二巻、一九四頁。

(8) 一八八七年九月一二日「横浜渋沢作太郎ヨリ保証付割引手形取引ノ義願出裁可」日銀本店『營業事務例規書類』（明治二〇年）『第五一項』。